

令和2年3月愛荘町議会定例会会議録

令和2年3月6日（金）午前9時00分開議

**議 事 日 程（第2号）**

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 同意第 1号 愛荘町公平委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 3 同意第 2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第 1号 愛荘町中小企業・小規模企業振興基金条例
- 日程第 5 議案第 2号 愛荘町森林環境譲与税基金条例
- 日程第 6 議案第 3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 5号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 6号 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第 7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第 8号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第 9号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第10号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第11号 愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第12号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第16 議案第13号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第14号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第15号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設置および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

- 日程第 19 議案第 16 号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 日程第 20 議案第 17 号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第 21 議案第 18 号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22 議案第 19 号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 23 議案第 20 号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 24 議案第 21 号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 25 議案第 22 号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 26 議案第 23 号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 27 議案第 24 号 令和 2 年度愛荘町一般会計予算
- 日程第 28 議案第 25 号 令和 2 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算
- 日程第 29 議案第 26 号 令和 2 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第 30 議案第 27 号 令和 2 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 日程第 31 議案第 28 号 令和 2 年度愛荘町介護保険事業特別会計予算
- 日程第 32 議案第 29 号 令和 2 年度愛荘町下水道事業会計予算

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 32

~~~~~

追加日程第 1 議提第 1 号 予算・決算特別委員会の設置について

~~~~~

追加日程第 1 選任第 1 号 予算・決算特別委員会委員の選任について

追加日程第 2 報告第 1 号 予算・決算特別委員会の正副委員長の報告について

---

### 出席議員（14名）

1 番 澤 田 源 宏 君

2 番 村 西 作 雄 君

3番 森野 隆 君	4番 西澤 桂一 君
5番 村田 定 君	6番 伊谷 正昭 君
7番 高橋 正夫 君	8番 外川 善正 君
9番 徳田 文治 君	10番 河村 善一 君
11番 吉岡 忍ミ子 君	12番 瀧 すみ江 君
13番 辰己 保 君	14番 竹中 秀夫 君

**欠席議員（なし）**

---

**地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名**

町 長	有村国知君	副 町 長	石田政則君
教 育 長	徳田 寿君	教 育 次 長	青木清司君
会 計 室 長	中村治史君	総務担当政策監	上林市治君
企画担当政策監	藤塚雅徳君	福祉担当政策監	岡部得晴君
産業担当政策監	中村喜久夫君	経 営 戦 略 課 長	陌間秀介君
建設・下水道課長	水谷 徹也君	まちづくり協働課長	西川 傳和君
福 祉 課 長	生駒秀嘉君	生涯学習課長	本田康仁君
農 林 商 工 課 長	北川三津夫君	くらし安全環境課長	羽田 順行君
住 民 課 長	廣瀬 猛君	人権政策課長	藤居祐司君
下水道担当課長	阪本 崇君	子ども支援課長	森 まゆみ君
健康推進課長	木村美紀君	つくし保育園長	小杉久江君

---

**事務局職員出席者**

議会事務局長	徳 田 郁 子	書 記	宮 川 佳 衣 奈
--------	---------	-----	-----------

開議 午前9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。ご苦労さまです。座って失礼をいたします。

本日は、新型コロナウイルスを含む感染症予防対策として、議場でのマスク着用を可能としておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

傍聴の皆様におかれましても、一般的な感染症対策として、傍聴席入口でのアルコール消毒、マスク着用をお願いするものであります。

本日、北川教育振興課長ならびに田中学校教育担当課長より欠席届が出ていますので、報告といたします。

ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（竹中秀夫君） 日程第1 一般質問を行います。

昨日3月5日に引き続き、2名の一般質問を行います。順次発言を許します。

---

◇ 瀧 すみ江君

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧 すみ江君。

〔12番 瀧 すみ江君登壇〕

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江、一般質問を行います。私は、学童保育について、地域共生社会について、健康元気もりもり教室についての3点について、一問一答で行います。

まずはじめに、学童保育所について質問します。町内の4小学校内にある学童保育所と学童保育所「やすらぎ」の計5つの学童保育所は、それぞれの保護者が管理運営をしていましたが、保護者では困難との理由から、今年4月より5学童保育所の管理・運営を一括で行う事業所を公募した後、12月議会で指定管理者の指定議決があり、「シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社」が5年間担うことが決まりました。愛荘町

としては新たな取り組みです。

また、ラポール秦荘けんこうプールにはスポーツ学童保育所があり、指定管理者の株式会社リンクワークス（linkworks）による運営が行われています。そこで、町内の学童保育所の状況と運営について、6点ほど質問します。

1点目に、各学童保育所の来年度の入所人数と待機児童の状況について、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご質問のご答弁を申し上げます。

まず、学童保育所の入所人数でございますが、愛知川小学校区学童保育所が60人、愛知川東小学校区学童保育所が53人、秦荘東小学校区学童保育所が28人、秦荘西小学校区学童保育所が26人、愛荘町小学校区学童保育所が40人、スポーツ学童保育所が21人で、合計228人の入所となっております。

なお、待機児童は現時点ではございません。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、2点目に行きます。

各学童保育所において、障がい児入所を受け入れているのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

町内の各学童保育所において、障がいのある児童の受け入れを行う準備をいただいております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、3点目に行きます。

来年度における支援員・補助金の体制や常勤・パートの体制に対する考えについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

放課後児童健全育成事業を行う事業者には、愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例、また、その他関係法令等に基づき、運営を行っていただくこととなりました。

指定管理者委託をするにあたり、仕様書の中でも、学童保育所関係条例等に基づき管理運営を行うこととしており、支援員・補助金の体制は、条例に基づき1クラスにつき2人以上の配置をしていただくことになります。

また、支援員・補助員は、指定管理者である民間企業が直接雇用をされますが、常勤かパートかなどの雇用形態については、支援員・補助員に面接を行い、希望を聞きながら調整をしていくと伺っております。

いずれにしましても、関係法令に基づいた運営がなされ、児童の健全育成が図れるよう民間企業に対して指導・監督してまいります。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、3点目に対して再質問をさせていただきます。

スポーツ学童保育所を除き5学童保育所は、先ほど申し上げたように指定管理者が変わるわけですがけれども、現在、仕事をしておられる指導員の方は引き続き雇用されるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 先ほどの答弁の中でも申し上げさせていただいておりますけれども、今現在働いていただいております支援員・補助員に対して面接を行っていただいております。その中で、雇用をされるか、されないかというような判断が企業がされることとなりますけれども、現実としまして、今働いていただいている支援員・補助員の方に引き続きしていただかないと運営が成り立たないという部分もございますので、そのあたりについても民間事業所の方で検討を進めながら、雇用についての調整をされているというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それで理解させていただきます。

現在は、5学童保育所においては保護者会運営なんですけれども、現場は現在パートのみで運営されています。答弁にもありましたように、常勤も設けられるとは思いますが、この中で単位当たり支援員2名以上ということで条例でもされておりますし、答弁でもありましたが、愛荘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例がありまして、その第5条には、放課後児童健全育成事業の一般原則が定められています。この内容を踏まえた質を確保するためには、全体を常に見渡して見通すことができる、毎日を出勤され週日の勤務をする常勤の支援員がいなければ、保育の質

を確保することはできないと思います。子どもたちに行き届いた保育を提供できるのかどうかがかかっている問題です。このことについて、行政がイニシアティブを取って企業さんの方に働きかけなければいけないと思いますので、どうされるのかについて答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

学童保育所の現場の運営を中心となっていく者がいることは、望ましい体制であるというふうに考えております。そのために指定管理者と行政と調整をしてみたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） よろしく申し上げます。それでは、次に、学童保育についての4点目の質問をさせていただきます。

4月から新たにシダックスが管理・運営する5学童保育所において、今までの保護者会運営と比較してどのようなところが変化するのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

民間企業が学童保育所の管理・運営を行うことで、今まで課題であった保護者の負担が軽減されるかと考えております。また、今までは各学童保育所でサービスの内容が異なっておりましたが、基礎的な内容について統一が図れるかと考えております。例えば、おやつの商品や金額、活動のカリキュラムなどでございます。

さらに、支援員・補助員研修の充実により、サービスの質の向上に取り組んでいただきます。児童対応研修、いじめ対応研修、また、アレルギー研修など多方面にわたる専門的な研修に取り組んでいただく予定でおります。

加えて、学童保育所の専門部門を設置されているため、バックアップ体制が充実しており、カリキュラムの内容だけでなく、支援員・補助員の人員についても緊急時に対応できるよう体制が整っております。民間企業のノウハウを生かした運営が期待できると考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、このことについて再質問させていただきます。

今まで全部の学童保育、一括ではないのですけれども、愛知川の学童保育所の「えち

っこクラブ」のところに、一部分の学童保育所がまとまったの事務所が設けられておりましたが、これについてどのようになるのか。事務所はどこに置かれるのか、そして事務の方は、事務を専属に設けられるのかについて、お願いします。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 現在、3つの学童保育所が加入をし、事務所を構えておられます。現在は「えちっこクラブ」の中に事務所を構えておられますけれども、指定管理を民間事業に移行するにあたり、その中で事務の職員の雇用を民間事業所も考えておられます。今現在3学童ですけれども、すべての学童の事務を扱う職員を雇用される予定でございます。

その事務所につきましては、引き続き「えちっこクラブ」愛知川小学校区学童保育所の中に設置をされる予定でございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。今のことはわかりましたが、次の別の質問です。再質問で別の質問です。

指定管理料の中に人件費も含まれていますので、1つ前の3点目の質問のところにも関わってきますけれども、町の姿勢というのがかかわってまいります。それで、常勤の方もそういうふうには町は否定はされていないわけで、それですと、国の方で処遇改善キャリアアップ事業というのをされていますけれども、これをどのように活用されるのかどうかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 処遇改善につきましては、学童保育所、今度は指定管理者の民間事業所になりますけれども、その中で対応をしていただくと分につきましては対象になりますので、町についても処遇改善の対象ということで取り扱いをさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今までそれぞれの学童保育所で子どもたちの過ごし方を決めてきました。今は答弁では、おやつのことやそのようなことは出ていました。ですが、子どもたちの過ごし方のことはまだ言われてないと思いますので、その過ごし方はいろいろ、保護者会が違っていたし、それぞれの学童保育所で決められてきましたけれども、4月からどうなるのかについて、答弁をお願いします。



○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

運営・活動の内容につきましては、基本的に現在の学童保育所の活動内容をしばらくの間、引き継いで行うというようなことを方針として持っていていただいております。と言いますのも、急激な活動内容の変更であるとか、保護者の方々が今まで培ってこられた運営の内容を大幅に変更するということで起こり得るいろいろな課題を回避するために、現在の学童保育所の活動内容を概ね引き継ぐ形で当面の間、運営をしていただくというふうに考えていただいております。

ですので、例えば今、学童保育それぞれにいろんな活動をしていただいております。活動の中身、バラバラな点もございますけれども、そういったものを学童の子どもたちに合った内容で引き継ぎ、新たな学童保育所運営をしていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 先ほど行政も関わって話し合いをしていきたいということは先ほど言われましたが、この5学童保育所の合同会議など行うのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

5つの学童保育所の合同会議と申し上げますか、ちょっと形態は違うのですが、指定管理者との定期的な懇談は持ちたいと考えております。保護者の方と直接お話をさせていただく機会というものは、会議としては持つ予定はございませんけれども、個々のいろんな相談対応については、担当の方でさせていただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） それでは、「保護者は入らないけれども」という話ですけれども、その構成メンバーというのは、指導員の方と行政、もちろん企業さんとかあると思いますけれども、どういうふうなものを予定されておられるのかについて、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁を申し上げます。

懇談会のメンバーとして考えておりますのは、町の担当（子ども支援課）と民間事業所の責任者の方、責任者というのは営業の所長がおりますので、その所長とエリアマネージャーがおりますので、そういった方々との懇談という形になると考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 瀧です。指導員の方とかの話し合いはないのですが、交流する意味でやはり5学童保育所が、今のところはそれぞれ今までの形を引き継ぐ、子どもの過ごし方について引き継ぐというようなことを言われていましたので、それぞれの活動内容を交流の意味で、あと自己研鑽やら高まりということとされるという、そういうものがあるのもいいのではないかと思いますけれども、指導員の方が一番子どもに接しておられて、子どもの保育の質を高める役割をされますので、そういう交流的なものがあるのもいいのではないかと思いますけれども、そのことについて検討していただきたいと思いますので、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

基本的に支援員・補助員につきましては、民間事業者で雇用をされる社員さんという形になります。その社員さんに対して町が雇用主である企業さんを介せずいろいろな意見をお伺いするという事は、ちょっと対応としては不適切であるのかなというふうな考えを持っております。

まずは雇用主である民間の企業（事業所）さんを通じて、支援員・補助員さんとお話をさせていただく機会というのは、民間事業者の雇用主を通じてであれば可能であるのかなと考えておりますので、そのあたりについては民間事業者さんと協議を勧めながら対応も検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） わかりました。それは大事なことで、よろしくお願います。再質問でなくても、保護者会はどうなるのか、なくなるのかどうかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 保護者会についてでございますが、その点についてご答弁申し上げます。

学童保育所の民間委託ということで、民間に指定管理委託をするということで、保護者にお集まりいただきまして説明会を2回開かせていただきました。その中で出てきましたご意見としては、やはり保護者の方々自体が保護者会を構成するということに対して、実際そういうものを持つことに対しても負担があるというご意見が説明会の中でも出ておりました。

民間の事業者さんの方でも、できましたらそういう保護者会の会があると運営上も非常にスムーズにいくのではないかというようなこともお話をされておりましたけれども、構成することが難しいというような保護者さんからのご意見がございましたので、現時点ではそういった会を持たれるという方向にはなってございません。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の第5条（放課後児童健全育成事業の一般原則）4項に、放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について自ら評価を行い、その結果を公表するように努めなければならない」と定められていますが、これを実践していただけるのかどうか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） 民間事業所の運営につきましては、先ほど来申し上げておりますように、関係法令等を遵守していただき、運営をしていただくということになってございます。そういったことから、関係法令に載っております内容につきましては、していただくべき内容かなと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 3月2日からの新型コロナウイルスによる小学校の臨時休校によって、春休みまでの間、学童保育所は終日の開所となり、体制確保が厳しい状況になっていると考えます。

これは夏休みも同じで、つまり新型コロナウイルスの関係で影響がなければ、新学期まで、1学期までということになりますけれども、本町の場合は、3月はそれぞれの保護者会運営、4月からは会社運営になるので、いろいろな引継ぎがあるでしょうし、それに追加されてのコロナウイルスから子どもたちを守る注意が出てまいります。3月から4月にかけて困難を抱えながら指定管理者の交代になるのではないかと考えています。

この危機をどのように乗り越えていくのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

今回起こりましたコロナウイルスの関係については、学童保育所についても感染の拡大予防、また子どもたちの休暇中の安全・安心をどうやって確保していくのか、そういった2つの大きな面から検討を進めまして、現在、議員がおっしゃっていただきましたように、朝から夕方の通常の時間帯まで学童保育所を開所しております。非常に支援員の確保、苦慮をしていただきました。その中でも何とか開所ができるように保護者会で努力をしていただいているというところがございます。

また、学校で雇用されておられます支援員についても、学童保育所の応援をしていただけるということで今調整をしていただいております、何とかこの苦難を乗り越えられるかなと思っているところでございます。

ただ、議員ご指摘のとおり、4月から民間の事業者の変わるというような大きな節目を迎えておりまして、そこの引き継ぎについても十分滞ることなく引き継ぎができるように子ども支援課におきましても調整をさせていただいているところでございます。一旦は春休みを何とか乗り越えられる人の確保についても、今から4月以降の運営についてもお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） このことについてですけれども、感染予防の対策は、部屋を定期的に換気する、マスクの着用や消毒液の使用などになると思いますけれども、これを指定管理者が変わっても徹底する必要があると思いますけれども、その指導についてどうされるのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

感染拡大の予防、そういった対応については十分にさせていただかないといけないと考えておりますので、そのあたりについてもお願い。また指導してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今、消毒液がマスクが不足している状態で、お店に行ってもないみたいな、そういうところが目立っています。この3月・4月にわたり指定管理

者も変わって、それぞれの調達方法も変わるかもわかりませんが、指定管理者がこれを調達できない状況の時はどうされるのか。なしではいけないと思いますし、どうされるのかについて答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

今、議員からもお話がありましたとおり、現在、アルコールによる手の消毒、また手洗いの徹底、うがい、それからマスクについては入手困難なところもございますけれども、必要な方についてはマスクの着用、それから検温ということで対応をしていただいているところでございます。

対応については引き続き4月以降もしていただかないといけないというふうには考えております。ただ、なかなか消毒液であるとか、マスクももちろんでございますけれども、調達ができない現状が現在ございますので、そのあたりについては、十分今の時点では対応はできているようではございますけれども、4月以降の事業所についてもどういう対応をしていただけるのかというところを確認し、不足になった場合についてはどういうふうにやっていくのかというところについては、協議をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 調達できない場合は、町で安全を守るために調達するということも含めて検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次5点目の質問をさせていただきます。5点目に、町として、保護者の意見をどのように吸い上げるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

保護者の意見の把握につきましては、指定管理に関する協定書の中で、指定管理者は利用者アンケートを実施し、利用者のニーズの把握を行い、町と協議をして改善に努めるよう定めております。また、これとは別に、町が学童保育所内に意見箱を設置しており、そこに意見を入れていただいた内容について、把握と改善等努められるように努力をしているところでございます。

また、町におきましては今までにも保護者から電話や来庁により直接相談や意見を賜う機会が何度もございました。保護者の真の声をいただいていると受け止めをさせてい

ただいております。引き続き、直接の相談や意見をいただける体制を取ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。保護者の声が運営に反映されるように、ぜひよろしく願いいたします。

では、学童保育について最後の6点目ですけれども、6点目に、学童保育の目的、子どもの健全な育成のために、町が責任を持って会社と密接に関わることを求めますが、これについての見解を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

令和2年度より、民間企業が指定管理者として学童保育所の運営をしていただきますが、事業の実施主体は町であることから、本事業の目的である児童の健全な育成を図るため、民間企業と密に連携を取ってまいりたいと考えております。

そのための1つの方法としまして、先ほども申しあげました定期的に町と民間企業との会議を開催する予定をしております。また、必要な時には適宜連携し、児童の健全な育成の観点から適切な運営が行われるよう、民間企業に対し指導・助言を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 本当にこういうふうにしていただけたら、学童保育の運営もいいと思いますので、お願いします。

それについてですけれども、5学童保育所の指定管理仕様書の中で、「8 モニタリング」で、「町は、指定管理者が行うサービスの履行に関し、適切かつ確実に提供が確保されているかを指定管理者からの報告や現地調査などにより確認し、指導・助言を行う」とされていますが、モニタリングは年に何回行うのか、それぞれの学童について行うのか、一括になるのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

モニタリングにつきましては、指定管理の観点からのモニタリングを1年に1回実施をする予定でございます。今までは運営主体がそれぞれ違っておりましたので、それぞれの学童に対してモニタリングというものを日を変えて実施をしておりましたけれど

も、今回は1つの事業所が学童を5か所していただくということになってまいりますので、機械としては1回ですのかなと考えております。ただ、それぞれの学童の内容についての確認をさせていただきたいと思っておりますので、そちらについては個々の内容についての確認を行うというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 先ほど答弁にありましたけれども、モニタリングは年1回でも、定期的に町と民間企業との会議を開催するということを予定されているので、こちらの方はきめ細かな会議が行われるのかどうかについて、年に何回ぐらい考えておられるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○子ども支援課長（森 まゆみ君） ご答弁申し上げます。

事業者である民間企業と定期的に会議を開催する予定というふうに申し上げましたけれども、月例会を考えております。月に1回の会議を持つ予定でおります。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） ありがとうございます。それでは、子どもたちの学童保育の充実のために、よろしく願いいたします。それでは、次の質問にまいります。

次に、地域共生社会について質問します。2016年に政府は、「わが事・丸ごと地域共生社会構想」を打ち出しました。高齢者や障がい者のケアや子育て、生活困窮、就労困難といった地域の様々な課題を住民一人ひとりが我が事としてとらえ、丸ごと対応すると説明されています。

しかし、ここでいう「丸ごと」の本質は、社会保障を公的支援という表現に置き換えたうえで、縦割りを是正するという名目で、制度・支援体制・担い手の養成などの低コスト化・効率化を図ったり、公と民の垣根を取り払い、本来公的責任において対応すべきものを住民の互助（助け合い）に移し替えていく点にあります。政府が掲げる「わが事・丸ごと地域共生社会」構想は、異を唱えにくい「共生」という名のもとに、地域福祉や社会保障に対する公的責任を縮小・解体させていく新たな方策であることに間違いありません。このような政府の方針のもとに、現在の町の取り組みがあると把握します。

もちろん、町民同士の助け合いが無理のない形での自発的なものならよいわけで、町民同士が助け合って居場所づくりや送迎などを行うことは、いことだと考えます。この

ような状況の中で、町は独自性を発揮して、「医療・介護・福祉の縮小・切り下げ」を許さず、町民と力を合わせ、それらをどう守り発展させていくのかが、大きな課題です。

昨年、教育民生常任委員会で長野県駒ケ根市に、認知症対策・生活支援体制についての視察に行きました。駒ケ根市地域包括支援センターでは、平成27年に「おれんじネット」（公益社団法人 認知症の人と家族の会 駒ケ根）を立ち上げ、認知症を知り、地域で支える」認知症の人と家族の支援を開始したとのことです。また、駒ケ根市は市内16行政区の各区に生活支援コーディネーターを委嘱し、16行政区に支え合い推進会議の設置をするという地域組織をつくり、区ごとに住民主体の介護予防の場「通いの場」を拡大するよう、コーディネーター・支え合い推進会議が活動し、その後、支え合いの仕組みづくりを進めるという生活支援体制整備事業を行ったことや、生活支援コーディネーター有志が移動手段・生活支援の自主的な勉強会を行う中で、NPO法人設立に至ったことをお聞きしました。

駒ケ根市は、市と社協は、社会福祉のプロでなければならない部分を担う、また市・社協は、住民の福祉活動を援助し、最後の受け皿となるという方針で事業を進めていました。

このような取り組みを見ましても、まず行政の福祉施策の取り組みがあり、行政の施策で行き届かないところを補っていくのが地域の支え合いであると考えます。しかも、地域福祉が初めから実践できるわけではないので、それを醸成させていくための行政の地域への支援は必要不可欠です。行政はそのために汗を流すべきと考えます。以上のことから、地域共生社会における行政の役割についての見解を求めます。

**○議長（竹中秀夫君）** 福祉課長。

**○福祉課長（生駒秀嘉君）** それでは、お答えをさせていただきます。

町におきましては、誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けられるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を進めるとともに、社会保障や地域産業といった領域を超えて、地域の住民や多様な主体が支え合い、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく「地域共生社会」の実現に向けて、取り組みを推進しております。

そうした中、平成29年12月に厚生労働省から、公的支援の「縦割り」から「丸ごと」への転換、「我が事」「丸ごと」の地域づくりを育む仕組みへの転換に向けた改革が示されまして、市町村が策定する地域福祉計画に反映させるべき新たな項目が示され、



現在、第4期愛荘町地域福祉計画の策定に取り組んでいるところでございます。

また、地域共生社会の実現に向けた行政の役割として、これまでどおり法律に基づく制度や福祉施策の充実を図りながら、制度の狭間で対応できないケースなどをケアできる体制整備を推進していかなくてはならないと考えております。

そのためには、町全体で取り組むこと、小中学校区など自治会の枠を超えて取り組むこと、各自治会等で取り組むこと、より身近な場所で取り組むことなど、重層的な推進体制が必要となってきます。さらに行政内における横断的な相談体制に加えて、関係機関との連携を図りながら、それぞれの地域における課題等を住民も含めてしっかりと共有し、解決に向けて行政として支援していくことで、住民の多種多様な課題等が深刻化する前に立て直していく取り組みも必要でございます。

ご質問の駒ヶ根市のような先進事例までとはいきませんが、現在、生活介護支援サポーター養成講座を実施しております。受講者は84人で、来年度以降、生活における困りごとなどのと解決方法を模索・共有し、組織化できるよう、町社会福祉協議会と協議・検討をしています。

愛荘町においても、駒ヶ根市同様に町社会福祉協議会と密に連携を図りまして、住民の福祉活動をサポートしていきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。以上、答弁とさせていただきます。

**○議長（竹中秀夫君）** 12番、瀧君。

**○12番（瀧 すみ江君）** ありがとうございます。最近、今答弁でも出てきましたけれども、生活支援サポーターの方も増えていますし、前には見られなかったボランティアによる高齢者の居場所づくりや送迎サービスなどが行われる集落がいくつか出てきたりしているので、このようなことは支え合いの活動を意識的にされる方が増えるという意味で、よいことだと私は考えています。

支え合い活動が増えてきたことは感じますけれども、全町的に行われているわけではありません。ボランティアは空いている時間を有効に使う人たちのことですし、誰にでもその条件があるかというのと、そうではない現状があります。町内のすべての集落でボランティアによる支え合いのサービスをしようとしても、対応できない難しさがあると考えます。地域みらい塾では、講演と地域丸ごと活性化事業の説明がありました。講師の方がおっしゃるのに、若い人は無償のボランティアをしない傾向があるとのことだったので、やはり難しさには変わりないと考えます。無理のない形で自発的に行うのが、

ボランティアの本来の姿です。ですから、立ち上げされた集落はしていただいたらありがたいと思いますが、サービスが行われていない地域の高齢者や専門的なサービスが必要な人の受け皿になるのは行政の役割になります。このことを確認しておきますが、答弁を求めます。

**○議長（竹中秀夫君）** 福祉課長。

**○福祉課長（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

ボランティアの育成という部分につきましては、町の社会福祉協議会と連携をさせていただいて、ボランティアセンターによります各種事業の取り組み、また、ボランティアポイント等の町主体の制度等を活用させていただきながら育成を図っているところでございますけれども、なかなかやはりおっしゃるように、自治会等につきましても温度差があるというのが現状でございます。そういった部分につきましては、モデル的なところを参考にさせていただいて、周知または推進・啓発・きっかけづくりとさせていただきたいなと思っておりますし、各自治会等で取り組めない部分につきましては、先ほども言わせていただきましたけれども、小さな集落とか取り組めない集落につきましては、やはり自治会の枠を超えた取り組みができるような、そういったものの育成と言いますか、きっかけづくりについても今後考えていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（竹中秀夫君）** 12番、瀧君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 取り組み方については否定はしませんけれども、やはりそれでも恩恵が受けられない方がなくなるわけではありませぬので、やはり必ずそういう方はおられますので、そしてボランティアでされても責任が伴うということがありますので、その方のサービスを適切にしようと思ったら、重い方は専門的なサービスが必要です。そして、恩恵に預かれない方はやはり行政がそれを引き受けるということが最終的には肝心だと思いますので、そのことを訴えておきますので、またご検討いただきますよう、よろしくお願ひします。

それでは、次に最後ですけれども、最後に、「健康元気もりもり教室」について質問します。

2月21日の議会全員協議会で、健康元気もりもり教室の事業内容の変更について説明がありました。その説明文書によると、事業ポイントは、①高齢者の健康づくり、②高齢者の生きがいと居場所づくり、③高齢者の自主活動の促進、④地域での見守りの取

り組みです。

町民の方から、地域とところでやってくれているし、通いやすし、行ったら身体の調子もよくなる。このまま続けてくれたらよいのになあとの声をお聞きしています。町内5か所で行われていて、負担金もないので、身近なところに誰でもが気軽に行ける「健康元気もりもり教室」は、高齢者の介護予防に役立つ取り組みだと考えます。こういう事業に使う費用は無駄にはなりません。

これによって元気な高齢者が増えれば、介護保険料の引き上げを抑えることができますし、国民健康保険事業の療養給付費を抑えることもできます。グループをつくってやってみようという思いのある方はされたらありがたいと思いますが、すべての方に当てはまらないので、やはり今のままで続けていくことが、町民にとっても行政にとっても最善の策だと考えます。

ところが、令和2年度からは開催日が週5日から週3日に、開催場所は5施設から2施設に、現在は無料なのに、受益者負担の原則から1回100円の受講料になるとの説明がありました。

一番の事業ポイントは、高齢者の健康づくりです。自主活動グループの立ち上げは、これから取り組まれる状態であって、それが順調に運ぶのかどうかもわからず、しかも自主活動グループに参加して活動する方は、全体のごく一部です。こんな状況の中で、開催日や開催場所をカットし、負担金を徴収することは、自主活動を立ち上げられない多くの高齢者や低所得者の健康づくりを後退させることとなります。このような変更は自主活動グループの活動が十分に醸成してから行われるべきであり、今の何も進んでいない状況下では無謀としか言いようがありません。以上のことから、健康元気もりもり教室の事業内容の変更を行わないことを求めます。

**○議長（竹中秀夫君）** 福祉課長。

**○福祉課長（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

健康元気もりもり教室につきましては、国の地方創生推進交付金を活用し、要因分析を活用した健康寿命延伸プロジェクト事業の一環として、滋賀県とも連携し、町民はじめ県民の健康寿命の延伸を図ることを目的として実施をしております。

今年度は、町内施設5か所で週5回、専門講師により高齢者の健康づくりに重点を置いて推進してきましたが、次年度からは健康づくりに加えて地域コミュニティにおける仲間づくり・健康づくりを通じて、生きがいと居場所づくりに重点を置いた自主活動グ

ループの展開を推し進めるため、事業内容を変更しようとするものでございます。

受講料は、ノウハウを有する専門講師による指導教室は有料化をし、自主活動グループにおける教室とのすみ分けを図ることで、地方創生推進交付金の終了後においても持続的な取り組みとなるように、自主的な活動グループの広がり・育成を目指すものであるため、ご理解いただきますようお願いをいたします。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今、答弁にもありましたけれども、自主活動グループという、立ち上げはどのぐらいされているのか。この間の全協では、立ち上げるという方のことはお聞きしましたけれども、これから活動するところがあるのか、今現在行われているところがどのぐらいあるのかについて、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

現在、4グループございます。健康元気もりもり教室がきっかけではない、以前から取り組みをしていただいていたのが中宿地区、それときっかけで実施をしていただくということで取り組んでいただく予定が3地区ということで、元持・杓掛・山川原となっております。特に元持地区につきましては、今年度、既に、3月4日ですけれども、1回目の取り組みを自主的にされているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 4グループと言われていましたけれども、本当にこれは全体からいったらごく一部のことで、答弁では、自主活動グループの展開を進めるために事業を縮小するというふうな、自主活動グループの展開を推し進めるためということを言われています。事業内容の変更ということを言われていますが、縮小することですので、ですから、私はこれはこういうやり方は本末転倒であると思うのです。自主活動グループが多く展開できたので事業を縮小するというならば、私は理解はできるわけです。

このようなやり方は、やはりやるべきではないと思いますけれども、答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

事業の縮小と言いますか、変更という部分につきまして、特に会場等は確かに5か所

から3か所に減っておりますけれども、引き続き教室を参加いただける方につきましては、引き続き次年度においても利用できるような状態をお願いをしていきたいと思っております。

それと、本来この事業につきましては、健康づくりと、あと次年度からですけれども、地域において自主的に取り組んでいただくと、そういったことがそれぞれの生きがい等、また居場所づくり等につながっていくということがございますので、それが最終目的となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

**○議長（竹中秀夫君）** 12番、瀧君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 平成31年度当初予算のところを見たのですが、地方創生推進交付金事業「愛荘版スポーツ×健康づくり×地域づくり推進事業」ということで載っております、これは平成28年度から実施してきたが、平成30年度を持って事業の計画期間が終了するために、事業内容をブラッシュアップを行いということで、先ほど言っておられました要因分析を活用した健康事業延伸プロジェクトということで、県と市町が連携されるということで、引き続き健康まちづくり、このまちづくりが「健康元気もりもり教室」と「すこやか愛ポイント」、また「ふれあい・支え合いポイント」ですが、それを推進するものであると説明されています。

前の事業ですね、平成元年度からのではなくて、その前の事業は、もりもり教室の時は29年度の10月から開始されたと思っているのですけれども、計画期間が終了したということなんですけれども、計画期間が終了した時点でのもりもり教室の総括について、答弁を求めます。

**○議長（竹中秀夫君）** 福祉課長。

**○福祉課長（生駒秀嘉君）** お答えをさせていただきます。

29年10月から健康元気もりもり教室ということで展開をさせていただきました。この部分につきましては、やはり健康づくり、または介護予防、そういった部分を中心に展開をしてきたという目的がございます。

そういった中で、それぞれ皆さんのご意見の中で聞いておりますのが、やはりすごく身体が軽くなったとか、動きやすくなった、そういった体力が維持できるというような部分をすごくいろいろな方から聞いているということもございますので、一定効果があったと思っております。

なかなか、医療または介護保険の給付の方の反映につきましては、すぐには反映でき

ないという部分がございますので、これについては長期的な部分で見ていきたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 受益者負担の原則から受講料を徴収することになったと全協で説明されていますけれど、受益者負担という原則があるなら、なぜ今まで無料にしてきたのか。受講料の徴収にどういふ根拠があるのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） お答を申し上げます。

当初、29年10月からこの教室を展開させていただく時に受講料の議論もさせていただきましたが、当町におきましてはこういった事業につきまして初めての取り組みでもありましたので、参加者の確保がどれだけできるのかといった部分もございましたので、当初については無償でということに取り組んでいたところでございます。

一定参加者も見込めましたし、周辺の市町の状況も参考にさせていただいて、受益者負担が必要ということがありましたので、当初、次年度の4月からですけれども、300円ということで調整をさせていただきました。その300円の部分につきましては、全体の事業費の中で専門的な講師をお願いしておりますけれども、その講師分のお金をそれぞれ参加者数等で割り戻したら約300円ということになりましたので、そのようにさせていただいておりましたけれども、一定、全員協議会等で説明させていただいた時に、いろいろ議員さんからご意見をいただきまして、再度、近隣の市町の利用料等を調査させていただいたところ、100円が妥当ということで内部で検討させていただきましたので、そのような金額で決定をさせていただきました。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 今、課長自らが説明していただきましたけれども、300円という設定は講師代ということではなされてました。ですが、それを100円に変更されたということは、受講料を払わないと講師代は払えないということではなくて、100円にされたということは、受講料を徴収する根拠はないと私は考えました。

300円を100円にできるのだったら、無料に戻すこともできると思ひます。そうした方が敷居の低い、参加しやすい教室ができますし、やはり自治会の取り組みに参加できない方、近くにない方についてはそういうことが必要で、先ほどから言っていますように、そのことは町に対しても、町の財源確保のために関係することですので、やはり住

民負担は今無料なんですから、できるだけ負担を増やさないようにした方が、健康づくりということにつながるとおもいますので、これについての答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 受講料につきましては、先ほども答弁で言わせてもらったように、自主活動グループにおける教室とのすみ分けを図りということがやはり重要であるかなと思っております。それと、この事業を継続的に実施をしていきたいという思いもございますので、その受講料に関しましてはご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 令和2年度から事業内容を変更するということを言われていますが、これは4月から、来月から行うつもりなのかどうなのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 変更につきましては、4月から変更する予定で進めております。ただ、ご承知のように新型コロナウイルス感染症の関係で今現在、教室自体を中止とさせていただいておりますので、その影響で4月からの変更というのは現状難しいのかなというふうに、現状は考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 課長が言われましたように、今、新型コロナウイルス対策で様々な行事が中止・縮小されていて、健康元気もりもり教室も3月中開催予定の20回が中止されます。ですから、このことがこの間の21日の議会で最終説明があったわけですから、参加される方に事業内容の変更を説明されてないと思いますけれども、されているのかどうか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） お答えをさせていただきます。

前回の全員協議会の時の説明をさせていただいたあとに、会場を回らせていただいて、変更について周知をさせていただこうかなというふうなスケジュールでしたけれども、今ご指摘いただきましたように、3月は教室が中止となっておりますので、4月からの実施・変更は困難な状態となっておりますので、そのあとのスケジュールにつきましては、新型コロナウイルス感染症が一定落ち着いて、目途が立った時点で、またスケジュール化させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） このまま4月からの変更ということであると、利用者の混乱・不信を招くこととなりますので、ぜひそのことは、私は変更はされないことを求めていますけれども、最低、唐突な執行はされない方がいいと思いますので、これは答弁はよろしいです。

健康元気もりもり教室が開始される時点は、もう直前まで十分な準備が整っていなかったという印象を持っていますし、今回も本当に直前でこのような変更を決められたということについては、なんか余裕がないやり方をされているということを思っております。この原因は何なのかということをお答えを求めまして、私の質問を終わらせていただきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 福祉課長。

○福祉課長（生駒秀嘉君） 教室の変更部分につきましては、特に自主活動グループの取り組みにつきましては、今年度に入りまして、各教室を回らせていただいて、いろいろとご説明を参加者にさせていただいております。会場の変更とか料金等につきましては、なかなか調整がつかなかった部分もございますので、その部分についてはギリギリになったところについては、当課といたしましても反省しているところで、今後スケジュール等の関係もございませうけれども、変更については参加者の方に十分親切丁寧に、できるだけ早い目の対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

---

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。再開を15分からといたしたいと思っております。

休憩 午前10時06分

再開 午前10時16分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

---

◇ 外川善正君

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

〔8番 外川善正君登壇〕

○8番（外川善正君） 質問に入る前に、2つだけお願いしたいことがあります。



1点目につきましては、本件の質問、これは昨日、西澤議員の一般質問と全く同じことを質問する形になりました。そのことから、あまり意味がありませんので、質問されなかった部分だけをとらまえて質問させていただきますので、内容は断片的になるかも知りませんが、その点につきましてはひとつよろしくお願いたします。

もう1点目につきましては、最近、近隣地域で住民の皆さんから庁舎に関わる話が出てくるたびに、「庁舎はなくなるのか」とか「また愛知川の方へ行ってしまうのか」と尋ねられたりします。これらは日を追うごとにやはり増えてきております。そういうことから、多くの方々が心配と不安を持っておられることを、皆さん、頭の中にとどめておいて、これからの質問を聞いていただければと思いますので、ひとつよろしくお願いたします。

愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（以下、「個別施設計画」という。）には、対象設備82施設のすべての建物について検討を行い、目標として「長寿命化、集約化、多機能化等により必要な施設を残しつつ、コスト削減を図る」ことを、国より全国の地方自治体に対して要請があり、実施するものであると聞き及んでおります。

この施設個別計画は、日本が高度経済成長期に多くの公共施設・インフラ施設が整備され、その老朽化対策が大きな課題となっている。また、それらの厳しい財政状況が続く中、2035年をピークに2060年までは若干の人口減少や社会情勢の変化に伴う人口構成の変化において公共施設の利用需要に対応が必要であります。

このような状況と、合併により重複する施設の運営を適切な管理をもって維持していく必要が生じました。個別施設計画が提示されたものと、とらまえております。

こうした中において、個別施設計画も「愛荘町公共施設等の利活用を考える検討会」が平成31年3月に終了し、行政に答申を提出されており、賛同されている方、また、異を持たれている方もおられる中で終わったにも関わらず、また、「庁舎等あり方検討会」を設置し、検討を実施しようとしております。

一方、ランドデザイン構築に向けた検討会も、実現すべきまちの将来ビジョンを具体的に示すことを目的に、10年、20年という長期的な将来を見据えた施策の展開も行うようとしております。

近日も第5回目の委員会が開催されております。また、議会においても「庁舎等あり方検討委員会」の設置の声もあがった状況であります。このような状況を踏まえて、町民の方々は、本町が将来どのようなようになるのか、また、どのような形に変わるのであろう

かと、いろいろな声が人々の集まりの中から自らの生活環境を想像し、不安を生じる声が耳に入ってきます。このような状況の中から、次の点についてお尋ねします。

まず1点目、愛荘町公共施設（建物）個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）の上位に当たる愛荘町公共施設等総合管理計画（以下、総合管理計画）という。）や、第2次愛荘町総合計画（以下「本計画」という。）等を含む他の計画との考え方および関わりについて連携しているのか、お尋ねします。

2点目、現在検討が進められている愛荘町まちのランドデザイン構築に向けた検討を実施している事項が、個別施設計画の策定を大きく左右することはあるのか、お尋ねします。

3点目、個別施設計画を推進していく過程で、考え方のすべてを整理した時点で町民の方々へ説明するのか、全く説明は行わないのか、お尋ねします。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） まず1点目でございますけれども、平成30年度に策定した「愛荘町第2次総合計画」は、本町のまちづくりの再上位計画であり、まちづくりの基本的な理念と基本目標を示す「基本構想」と、基本目標を実現するための施策を体系的に示した「基本計画」の2層構造で構成しています。

この総合計画の基本構想において、様々な施策を推進していくにあたって、まちづくりの基本推進方策を定めています。その推進方策の2つ目として「まちを運営する行財政改革の推進」を掲げており、その財政運営目での取り組み項目の1つとして、「公共施設等の総合的かつ計画的な管理」を定めております。

その取り組み内容は、施設の将来需要や老朽度の判定、改修時の費用等を総合的に勘案したうえで、施設の長寿命化・統廃合・多機能化を図り、財政負担の軽減・平準化を図るとともに、最適な人員配置も含め、公共施設の総合的かつ計画的な管理を行います。とうたっており、この取り組みに基づき愛荘町公共施設等総合管理計画および個別施設計画を定めて位置づけとしており、他の計画と連携させているところでございます。

次、2問目でございますけれども、これは先ほどもございましたけれども、昨日の西澤議員の中でもございましたけれども、まちの将来像を実現すべく、次なる時代を見据えた新たな魅力ある都市構造を創造し、将来ビジョンの見える化を行い、新たなまちの方向性を共有することを目的として、まちのランドデザインの構築に向けて検討を実施しているものです。

個別施設計画の策定は、公共施設ごとに今後の具体的な方向性を整理したものでなっております。そのため、両者はその狙いや目的、検討対象を異にするものであり、単純に両者の関係性を比較することは困難でございます。そのうえで一般論として申し上げれば、新たに計画を作成・改定する場合は、既存の計画等との整合性を図りつつ行うことが必要であると考えております。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） それでは、3点目にお答えいたします。

今回、庁舎等のあり方検討委員会の会議におきましては、個別施設計画におきまして今後の具体的な方向性が明確に定まっていない公共施設を対象に、順次検討をさせていただく予定でございます。

住民の皆さまと情報共有して検討を進めていくということにつきましては非常に大切なことであるということでございます。検討委員会の資料や協議概要など検討過程につきましても、町のホームページなどに掲載をさせていただくとともに、検討委員会での検討状況を踏まえながら、住民の皆さまへの説明についても検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） どうもありがとうございました。この総合計画、これはその上位にある「新町まちづくり計画」がそのまま総合計画の中でうたわれていることはほぼ同じことがうたわれております。それでこの新町まちづくり計画、これ平成28年3月に一部変更となっております。どの部分に変更になっているか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 新町まちづくり計画でございますが、これは合併を行う際に新たに新町であるとか新市であるとか、そういった新たな自治体になっていくにあたって取り組むべき事項であるとか、今後の財政見通しであるとか、そういったものをお示しをするといったものでございます。

これにつきましては、合併特例債の発行であるとか、そういった諸々の条件になっているところもございますので、平成28年当時の改定につきましても、合併後10年を経過したことを踏まえて、期限が来たものですから一旦更新を行う必要があるということで更新が行われたということで、財政見通しの時点的な更新であるとか、その他必要となる施策のアップデート等を行ったものと承知をしております。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 今おっしゃったこと、だいたいそうなんですけど、1点だけ、防災組織というのがこの中に新たに新設、「防災センターをつくる」というのがうたわれているというのが大きな変更点の1つ、これは山川原地区と東部地区の防災センターをつくるというのが、28年3月に明確にその部分に載っております。そこはまた確認だけはしておいてください。

その新町まちづくり計画の中でうたわれていることが、総合計画の中でうたわれてないという部分があります。それはそんなページをめくって調べることなく、この整備にあたっては特定の地域に偏ることなく、全体のバランスを配慮した整備をしていこうというのがうたわれております。それは、私はそのまま総合計画、そして総合管理計画・個別計画、それはそのまま連携していくと判断しております。

そこで、その部分については行政の方ではどのようにとらまえておられるか。あえてそれが総合計画の中で、2町合併というのは今までにない初めての大きな事業でしたので、やはり書くべきか、書かないべきかは、その当時の職員さんなり議員の方々等々の判断だったと思いますが、今、私はそのままこれは引き継いでいかななくてはならないというふうに感じております。その部分の答弁をお願いします。この部分については町長、お答えください。一番肝心なところですので、あえてこれは町長にお答え願いたい。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時33分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 愛荘町総合計画ということは、町全体ということを見込んで策定をしているものでございます。また、個別の施設計画という部分に関しましては、それぞれ担当課というところもございまして、これも住民また団体また有識者の方に入っていて、全体ということを見て策定をさせていただいている、答申をいただいているというものでございます。そのうえで策定をしたものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番(外川善正君) 今、あまりはっきり聞こえなかったのです。この部分は本当に、これから庁舎をどうしていくかという中においては非常に大切なことだと思います。このままでは私もダメだと思うのです、庁舎をいくつも持っているというのは。やっぱり効率的な適正配置をし、そして財政もきちんと見てやっていかないといけない中で、やはりこういうような、合併した時に1つにする中においても、全体のバランスを配慮してやっていこうという、それが書いているのです。

それがそのまま総合管理のところにポツと載っていつている。新町まちづくり計画と総合管理計画、中身をざっと読んでみてください。ほとんど一緒ですわ。それでこういうような庁舎をどうするとか、そういうようなものについては、やはり最初がどうだった、そしてどんな経緯を経て今のなったというのをきちんと説明しないと、皆さんは安心できんやろうと思う。そこまで把握しておいて今回の個別計画を淡々と進めていく。そういうことが私は必要だと思うのです。抑えるところはきちんと、今言ったところは、全体のバランスというところはそういうふうに、その当時の方々が整理したならば、それはそれで引き継いでいかねばならん。ほかにもいろんなことがあります、それは。小さいことをあえて言う必要はないですけどね。そこはそういうふうに書いていますので、見ておいてください。きちんと、○か×か、イエスかノーか、はっきり書いておいてくださいと言って下さい。お願いしておきます。

この分庁方式をなぜとったかとか、そういうこと昨日チラッと話がありまして、昨日、協定書と議事録をいただきました。ありがとうございます。そこには全く違った形で表現されています。それぞれが開いてみてください。

やはり2町が合併するというのは、その当時の3次の計画があつて、旧愛知川町と旧秦荘町の、もっと方針がやはりずれています。ずれているというか、離れています。やはり旧愛知川の方は都市型、秦荘は農村型で、文言もいろいろ変えて書いています。だからそういうところから私は、いろんなところで話がされたのが、「当分の間、住民の気持ちもちが1つになる時期をとらまえて」というふうに聞いておりました。けど実際、協定書など中身を読むと全く違った書き方です。

平成の大合併は、愛知郡でしたらやはり、琵琶湖東北部地域を想定した大きな部分をとらまえて、北のゾーン、真ん中のゾーン、南のゾーンというところへ愛荘町、前と言うと旧愛知川町・旧秦荘町・旧湖東町・旧愛東町というのが入って、愛知川地域がサテライトエリアにもっていかうというのが、その当時の構想なんです。今、2町が合併し

て、分庁とか本庁一本化とか支所的なものとか、そんなものも言われているかも知りませんが、また何年か先になった時に、何かの大合併があるかも知らん。そうしたらそこまで施設がもてたらいいのですが、そんなことはみんなわからない。そういうようなとらまえ方の中で愛荘町の建物個別計画をどういうふうに推進していくかというのをやはり考えていかないとだめではないかなと私は考えます。

30年・40年先を見据えて、そして今のこの10年、この時にどのような形のベースをつくるかというのが求められているのではないかなと私は思います。その点について町長はどう思われますか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 一番最後にお話になっていらっしゃった部分に関しまして、その次の合併、30年・40年を見据えてということでおっしゃってましたけれども、その中の10年ということが大事であるとおっしゃっておられました。

特に現状において30年・40年、次の合併というところは、現在何かしら具体の動きがあるということには私は承知はしておりません。なおかつ今回、総合計画を踏まえたうえで個別の施設計画が私どもとしても策定をいたしまして、大変重要な時期に差し掛かっているということで、現在、庁舎等あり方検討委員会に諮問をさせていただいているという状況であり、大変、公共施設のあり方ということが今日問われている重要なことであるというふうに承知をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） そういうふうな大きなところを見据えてやっていかないといけないという中において、先ほど福祉課長が言いました地域共生社会の構築とか、そういうような部分、人と人とのコミュニケーションを図って、共に町民・行政を育成していくというところなるわけですね。

そうした時に、ほかの部分置いておいて、庁舎だけの部分で考えていいのか、悪いのか。例えば、仮に愛知川にすべてを集約するとしますね。そうしたら、運転もできない、返納して交通機関を使えない方、そういう方は、例えば戸籍謄本ひとつ取りに行くにしても、300円の費用を払って、もらいに行くために愛のりタクシーを往復800円で行かないといかん。こんなことはやっぱりできないですね。そうしたら、公共交通の確保はどうするかというのが当然そこへぶら下がってくる。いろんな角度のものを抑えていかんことには、先ほど言ったように、秦荘の庁舎はなくなるのか、どこへ行くのか、

「どこへ持っていくのか、不安でかなん」という声が巷からあがってくる。そういう不安が先行して出てくると、できるものもできなくなる。

だからそこは大きな枠で、こういうようなことをするのだったら、大きな絵を描いて、このようなものをつくるから安心してくださいよ、だから庁舎を一本化すると。私は庁舎を一本化にすることは反対ですよ、反対ですけど、仮に言っているだけであって。庁舎を一本にした方がベターだということはわかりますわ。けど、行政の方の部分をここへ持ってきたら、違う部分は違うところ構築する、つくる。例えば福祉施設全般を向こうへ持っていくとか、そういうふうに、それが私は先ほど言ったバランスだと思う。何もかも、あったものが全部こちへ来ると言ったら、逆に愛知川は道路が狭いから、全部秦荘へ持っていきましようと言ったら、愛知川の方は怒られる。そんなもんです。

だからそういうふうに大きな輪のところを先に抑えて、順番に詰めて、安心してもらいつつ業務を推進していく。その例に、もっと小さいところ、介護保険ひとつとっても、あれは国が 50、町が 50 出して運営しています。その保険料を決めるにも、やっぱり段階を、愛荘町は2段階ほど増やした。今わからんけど。そういうような絵を描いて、いろんな情報を集めて絵を描いて、こういう形で進めたいなということで示されて、それを策定委員会で検討されると。そして出てきて、決まる。今やろうとしているのは、点ばかり抑えて、点をどうしようかという。私はそういう絵を描いて堂々と提示して、そしてやったらいいと思います。こんな一つひとつ、点だけポンポンポン抑えてやっていなくても、全体の絵を描いてという。そういうことがゆめまちテラスでも同じことです。1階は麻組に貸しますわ、2階は後から考えますわと、やっぱり事業というものは全体像を示してどうあるべきかというので出していかんことには、言われてやる、言われてやる、リーダーシップなんか取れませんよ。

私は町長にもっと自信を持ってもらって、この前のゆめまちテラスの説明会でも、きちんとそれだけパッと言ったらいい。ゆめまちテラスはちゃんと説明されましたよ。けど、その前に全協の中でいろいろあったでしょう。今回のあり方検討委員会の中でも、2名とか枠が決まっています。その中に出てこられる委員の方、それは公募で2名、そして各団体の組織から出てこられる方が何名かおられました。そういう方でも本当にその方は団体を代表してきているのか、いやいや、団体ではなくて一般として、検討委員会に参画しているかによって、その人の意見の出方が全然変わってくる。だからそういうところがやはり、責任ある発言を求めようとしたら、やっぱりその人の立つ位置をき

つちり決めて話を聞くようにしないことには、的を得てもらった意見が出てこないと思う。

それともう1点は、施設計画の中でいろんなデータが出ております。公共施設等の現状および将来の見通しの中で、平米がどれだけとか、改修費用がどれだけとか、そういうような職員の方でもその組み合わせによって、この建物はいくらの費用が掛かるということを弾かないとだめでしょう。そしてその金とかいろいろな面を考慮して、そして1つのものをつくり上げていく。だからあり方検討委員会の方にそういう話をきちんとされるのか。私はそこら辺が、やることを明確にきちんとしてやらんことにはだめだと思います。

個別計画でもそういう大きな絵を描けとあって、町長が指示したらよろしい。みんなそれぐらいのノウハウは持っていますから。そしてそれを叩き台でいろんなところから検討してもらおう。そうしたらよりよいものが出てくる。何もわからん人に丸投げして、そこから意見をもらおうなんて、土台無理な話。2つぐらい質問したけど、答えられる部分だけ答えていただいたらいいです。

**○議長（竹中秀夫君）**      どころから答えていいか、わからんな。議長から指名しようか。副町長。

**○副町長（石田正則君）**      ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、平成の大合併が進んで、そのあとの今後の地方自治体のあり方につきましては、やはり小さなまちということになりますと、いろいろな機能をすべて独自に提供することは難しいということもございまして、大きな流れとしましては、湖東圏域での定住自立圏構想の中で、医療面なり消防面なりいろいろな、警察も含めてですけれども、対応していく流れがございまして、その流れの中で今後、愛荘町はどういうふうなまちづくりを展開していくかという中で、総合計画なり、そしてそれを踏まえた総合管理計画・個別計画についても、その考え方がベースにあるというふうに私は考えております。

その中で、今現在、ランドデザインの中でもやはりそれぞれの地域で今ある基本的・基礎的な生活をどうやって維持して行って、行政サービスなり、そういったものを継続に受けただけかというところの「持続的なまちづくり」という観点から考え方を整理させていただいております。庁舎の今回の問題につきましても、検討委員会の諮問にあたりまして3点お願いをさせていただいております。

まず1点目が、「住民サービスの維持・向上」をまず基本的な考え方として抑えていた



だきたい。そして2つ目が「持続可能なまちづくりの推進」と、そしてあと最後に効果的・効率的な行政運営」の観点を踏まえたうえで、一定の方向性をお願いしたいというところで諮問をさせていただいているところでございます。

そういったこともございますので、先ほど地域バランスのお話もございました。当然、住民サービスを低下させないという観点からいきますと、支所機能のお話も出てきますし、そしてあと今回、個別施設計画の中で、本来なら担当所管がそれぞれ事務事業を進める中で施設のあり方については関係機関、そしてあと住民の意見を聞きながら整理をしていくということになってございましたら、今回やはり全体のバランスも検討する必要があるということで、あえて検討委員会で、そして複数の施設を一定同じ場で議論をいただくという場を設けたのも、そういった趣旨もございまして立ち上げたところでございます。

そしてあと、いろいろお話があったのですが、金額面のお話も当然検討委員会の中でご議論いただくことになるのかなとおもってございます。と申しますのは、総合管理計画の中で、これから40年間で468億円、毎年11.8億円、そしてインフラの方では毎年7.8億円、これから必要になってくるというところが整理がされておりまして、具体的に大規模改修なり建て替えというところについてもシミュレーションをしておりますので、今回議論をしていただく中で一定のいろいろな方向性が出てきた段階で、それぞれコストはどうなるのかというところも当然議論の対象になると考えております。

そういった意味で、今、答えになっているかどうかわからないのですけれども、大きな方向性、そして今回、検討委員会で検討いただくにあたって、やはり抑えておくべきところはきちんとお願いをさせていただいて、そして金額面でもシミュレーションなり十分議論を尽くしていただくつもりでございます。

**○議長（竹中秀夫君）** 8番、外川君。

**○8番（外川善正君）** それで最後に明確な、簡単な質問をさせていただきます。

この個別管理計画の庁舎の話は、説明会をするのか、しないのかというのは明確になってない、今、先ほどの答弁で。その代わりにホームページ上で言いましょうと、ほんまにホームページでいいのか、こんな大事なことを。

私、常に前からこういう席で言っているのだけど、打って出てくださいよと言っています、職員の方は。それは町長も自らが打って出ないといかん。なぜかと言ったら、難しい問題ほど余計に外へ行って直に話をして、納得してもらおう。だから、今回のよう

なこういうような部分については、事前にそういうような絵を描いて、こういうようなことをやりたいというので、みんな中に入って行く。そうしないとうまくいかないとは思いますが。あとからホームページで「こういうふうになりました」とか、そんな甘いもんではありませんよ、世の中。その説明会というのは、一遍本当に幹部連中の中で、これからいろんな施策が出てきます。それを説明会をその都度していくのか、事前にするのか、事業を終えてからするのか、そういう部分を一遍、行政側だけで話し合っただけで方向性を決めてください。それだけのことをするか、しないかという、その答弁だけ求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 住民の皆さんへの共有ということは、しっかりとしていきたいというふうに思っております。

○議長（竹中秀夫君） 8番、外川君。

○8番（外川善正君） 私はそんなことを今聞いてないでしょう。ちゃんと聞いてくださいよ、言っていることを。ホームページとかでなしに、打って出て、その場へ行って、そこで説明をできるようなことをしないとだめですよと私は言っている。それを一度幹部の方々に、こういうふうにしていくのか、なおかつ従来どおりホームページでパッと流してそれで終わっておくのかということら辺を、町長の就任された時の方針、皆さんまだ覚えておられますやろう。「住民の皆さんとコミュニケーションを図り、よりよいまちを構築していく」というような話をされたでしょう。だからそういうことをするためには、一度幹部連中と相談してくださいと言っています。全然違う回答をもらっても、私は何もならん。

○議長（竹中秀夫君） 答弁、要りますか。

○8番（外川善正君） 出るのだったらしてくださいよ。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 住民の皆さんへの説明ということ、しっかりとしていきたいなど、発信をしていきたいというのが私の思いでもございます。

また、今ほども外川議員が様々なおっしゃっていただいていた部分、ご質問というよりは、様々なお話を賜っていたのかなというふうには存じました。安心してくださということをおっしゃっていました。私は様々今回のご議論の中、また昨日の初日、一日目の答弁の中でも申し上げました。安心をしっかりとさせていただくということが大事で

あるということで、私の大前提ということ、これ、外川議員がどれぐらい耳の中に入れていただいていたかというところ、ひとつございます。私が申し上げましたのが、庁舎機能を一本化したとしても、支所機能を確保したうえで、住民票の発行等の生活に密着した手続きについては変わらず提供していくものの方針であり、これは昨年9月議会でもご答弁をしております。ぜひ大事なお立場でもございます。このことを大前提として、私が申し上げている、これを前提にこのご議論を進めていただかないと、非常に私としても弱ります。そのことは何とかお伝えを申し上げたいなと思っておりました。

また、様々な部分で町の執行部、また行政の皆さんとも力を合わせていく部分でもございますけれども、やはりしっかりコミュニケーションをとっていくということ、これも当たり前のことでございます。大変重要なことでもございます。また、今ほども外川議員もおっしゃっていらっしゃいました。やはり行政機構、その施設ということがいっぱい、そもそも持ってということはだめだと思うよというふうにおっしゃっていらっしゃいました。全くそういう点におきましては外川議員と思いは一にするものであるなと思っております。

それから長期的な部分で、広域の合併等々というところを視野に入れながらということでは、恐らくこれはないであろうと、あくまで愛荘町という行政単位を見た時に、その最適な行政機能の配置というところをしっかりと踏まえていかねばならないというのが私の課題意識でございます。

そういう点におきましても、「300円の行政文書を取りに行っていただくために800円のタクシーを使う」というのはおかしいというのは、そもそも立っていらっしゃる部分の前提が少し違うのかなと私はとらえながら拝聴をしておりました。

様々な部分で、やはり責任ある、今この立場をお預かりをしておる者として、しっかりとよい形でバトンをつなげていくということ、また先ほど副町長からも答弁させていただいておりましたけれども、468億円という資金がこれから40年間で発生をしてくる。それに対してはやはり社会保障等々、これから行政が担っていかねばならない、サービスを維持していかねばならない、この部分は非常に大きなものがございますので、そのためにも今、財政的にも筋肉質な自治体を今一度しっかり作り直していかなければならないというのが私の強い思いでございます。以上、ご答弁申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）**　これで一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君）　　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前11時05分

再開　午前11時15分

○議長（竹中秀夫君）　　休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎同意第1号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君）　　日程第2、同意第1号　愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長　有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君）　　それでは、同意第1号について説明をさせていただきます。

同意第1号議案は、愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。現委員でございます杉本榮子<sup>すぎもとえいこ</sup>氏が令和2年3月31日で任期が満了することから、引き続き愛荘町公平委員会委員をお願いをするもので、地方公務員法第9条の2第2項および愛荘町公平委員会設置条例に基づきまして、町長が議会の同意を得て選任することからお願いをするものであります。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。杉本榮子氏は元愛荘町職員で現在はびわこ学院大学に勤務されておりました、人格が高潔で地方自治かつ人事行政などに識見を有しており適任と考えております。任期は令和2年4月1日から令和6年3月31日まででございます。

何卒ご同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君）　　人事案件につき質疑・討論を省略し、これより同意第1号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君）　　起立全員です。よって、同意第1号　愛荘町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎同意第2号の上程、説明、採決

○議長（竹中秀夫君）　　日程第3、同意第2号　愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） それでは、同意第2号について説明をさせていただきます。

同意第2号議案は、愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。この度、現委員の松浦延代<sup>まつうらのぶよ</sup>氏が令和2年3月28日をもって任期が満了することから、再任をお願いするもので、地方教育行政の組織および運営に関する法律第4条第2項の規定により町長が議会の同意を得て任命することからお願いをするものです。

住所、生年月日は議案書に記載のとおりであります。松浦延代氏は人格が高潔で教育に対する意識が高く、県立愛知高等学校や聖泉大学の事務職として長年勤務をされています。平成24年3月に愛荘町教育委員に就任、さらに平成26年3月から平成30年3月まで教育委員長職務代理者として委員長を補佐していただき、これまでの経験を生かし本町教育の更なる向上に日々ご尽力をいただいているところです。任期は令和2年3月29日から令和6年3月28日までの4年間でございます。

何卒ご同意をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 人事案件につき質疑・討論を省略し、これより同意第2号を採決します。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、同意第2号 愛荘町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、これに同意することに決定しました。

---

### ◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第4、議案第1号 愛荘町中小企業・小規模企業振興基本条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第1号 愛荘町中小企業・小規模企業振興基本条例についてご説明申し上げます。議案書3のページまた説明資料につきましては1ページをお願いいたします。こちらの1ページの方で説明を申し上げます。本条例の制定の理由でございます。中小企業基本法第6条および小規模企業振興基本法

第7条の規定に基づき、町内の中小企業・小規模企業の成長発展・持続的発展を図り地域経済の活性化および住民生活の向上に寄与するための基本理念を定め、関係機関の責務や役割を制定するものでございます。

条例の制定の要旨でございます。本条例は11条立てとなっております。

第1条 目的、第2条 定義、第3条 基本理念、第4条 町の責務、第5条 中小企業者等の責務、第6条 中小企業・小規模企業関係団体の責務、第7条 大企業者の役割、第8条 教育機関の役割、第9条 金融機関の役割、第10条 住民の役割、第11条 委任となっております。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行をするものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

- 議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。4番、西澤君。
- 4番（西澤桂一君） この条例自体について特に問題というのはいないんです。ただ1点だけ確認をさせていただきたいと思います。第4条の中に町の責務というのがあります。それで、この中には条文が「予算の適正な執行に留意し、工事の発注、物品および役務の調達等にあたっては、中小企業者等をはじめとする町内事業者の受注機会の確保に努めるものとする。」とありますが、これは町内業者を優先するということになるのか否かを1点確認したいと思います。

もう1点です。中小企業といいましても、いろいろな業種があるわけでありまして、発注者の立場に町が立つ場合は主に物品の購入や公共事業等の発注が主体となるかと思えます。この場合にこの条例が入札制度や入札監視委員会に影響を及ぼすことはないのか。その2点につきまして確認をさせていただきたいと思います。

- 議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。
- 経営戦略課長（陌間秀介君） それでは2点ご質問をいただきました。まず1点目ということでお答えをさせていただきます。

愛荘町につきましては合併後、建設工事および測量設計コンサルタント業務につきまして、一般競争入札ということで導入を実施してきております。また、平成26年度からは電子入札ということで本格導入し、入札事務の公平性・透明性を担保してきたというようなどころでございます。

平成26年6月にはインフラ等の品質確保と、その担い手確保を実現するためにということで、公共工事の基礎となる品確法を中心に、密接に関連する入契法、建設業法と

いうことで合わせて一体的に改正がされたところでございます。

この一体的な法改正によりまして、地域の生活を支える重要な役割を果たされている地元事業者の方々の中長期的な育成でありますとか、健全な発展に資するため、毎年発注方式や入札公告における条件等を見直しをさせていただきながら、地元事業者の発注機会の確保に努めさせていただいているところでございます。今後も公平性・透明性のある入札制度を確保しつつ、地元事業者の発注機会の確保に努めてまいりたいというふうに思っております。

それと、入札監視委員会のことを少しご質問いただきましたので、いわゆる公平性・競争性が担保できているのかというようなところかなというふうに思っておりますけれども、この入札等の適正な執行につきましては、まず庁舎内で設置をしております契約審査会におきまして、審査および協議をさせていただいております。

また、弁護士等からなる外部委員で構成します入札監視委員会というのを設置をさせていただいておりますので、こちらの方で入札および契約手続きの運用状況等について報告をさせていただきまして、改善すべき事項があるという時には町長に意見を具申するということで、外部委員さんでそういったものは監視をするという形でとらさせていただいておりますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今の回答では「感じよ」という回答なんかなと思うのです。ですから、1つはしっかりと町内企業は優先するということになるのかどうなのかと、そこを明確にお願いしたい。

それともう1つは、入札制度や入札監視委員会に影響があるのかどうなのかということですので、その2点を明確にイエスかノーかで回答をしてください。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） 優遇していくのかというようなご質問でございますけれども、あくまで公平性・透明性のある入札制度は確保するという中で、できるだけ地元事業者の発注機会の確保に努めてまいるということでございますので、1点目につきましてはよろしく願い申し上げます。

2点目につきましては、あくまで外部委員でございますので、影響はないと思っております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 入札制度につきまして、もう少し関連をしてお尋ねをしていきたいと思ひます。

愛荘町の入札監視委員会要領によりますと「委員は5人以内」ということでされております。ところが、現在は3名で構成されておひまして、さらにそれを読んでいきますと、「委員会は委員の過半数以上の出席があり、出席した委員の過半数で決定する。同数の時は議長が決定する」となっております。

現状では3名しかありませんから、2名の委員が出席すれば委員会は成立すると、意見が分かれた場合には議長の意見で決するということになりますが、結果としまして、議長だけの意見で入札委員会の決定ができると、このような状況になっております。

ですから、現状では委員会の機能を果たしているということにはならないのではないかと思っておりますので、この点、どのように委員会の現在の状況を考えておられるのか。早急に、やはり委員数の見直しが必要であると考えておりますので、現在、弁護士、大学教授、県の湖東土木ですけれども、公募委員を求めるべきではないかというように思っております。

それと、もう1点、この要項の中には規定どおり6ヵ月に1回以上、委員会を開催するということになっております。ここ3年間の委員会の開催状況はどうなっているのか、お尋ねをします。

**○議長（竹中秀夫君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（陌間秀介君）** お答えいたします。

公募委員ということでおっしゃっていただいた分でございますが、以前、愛荘町の公正・透明な入札確保委員会ということで、合併以降やらさせていただいたというような経緯がございます。

ここにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたけれども、一般競争入札でございますとか電子入札ということで、一定、公平性・透明性を担保させていただいたというようなところで、当初の目的としては町内公募の方もおいでながらというようなところでございますけれども、先ほどもお話させていただきましたが、平成26年6月のいわゆる入契法、建業法、品確法の改正がありまして、担い手不足が顕著に表れてきている、そういったいろいろな関係業界が苦慮しているという中で、今までの公正・透明な入札確保委員会の中では、公募委員さんが入られた中で議論していただいた中身でございますと、安く入札をしていただくということが主眼であったのではないのかなという



ところがございます。

一定、先ほども申し上げましたけれども、一般競争入札が導入されてきたというところもございますし、他の県内の市町を見させていただきますと、入札監視委員会ということで弁護士であるとか、大学教授であるとか、そういった知見をお持ちの方に、より法律的な観点から見ていただくというようなところの時代の流れになっているというところもございますので、そういった形でやっていきたいというふうには思っているところでございます。

過去の開催ということですが、手元で資料を持ち合わせてないですけれども、去年は1回、一昨年も1回、最低1回はさせていただいたかなというふうには思っております。今年度も3月に上半期の分をやるというところで計画はしているところでございます。以上でございます。

**○議長（竹中秀夫君）** 3回しましたが、特別に4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ご回答いただきましたけれども、やはり、当初質問で申し上げましたとおり、3名の委員さんでは、資格が弁護士とか大学教授とか専門家ということですが、それでは最終的には賛否を取った時には1名の議長だけの意見で決定されるというようなことがありますので、これはやはり委員会の機能を果たすことにならないと思いますから、その点についてはしっかりと見直しをしていただきたいということ再度申し上げて質問を終わります。

**○議長（竹中秀夫君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（陌間秀介君）** 入札監視委員会ということで、一応させていただくには今回が初めてみたいな形にはなりますので、基本的には今の体制で行きたいというふうには思っております。

おっしゃっていただくように、基本的には委員会の中ではいろいろな運営状況であるとか、そういったことを見ていくというところもございまして、委員についても他の市町を見させていただいても基本的に公募の方というのはあまり入れないという方向でやっているというところもございまして、基本的には現在の3名で行きたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第1号 愛荘町中小企業・小規模企業振興基本条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第5、議案第2号 愛荘町森林環境譲与税基金条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政それでは策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第2号 愛荘町森林環境譲与税基金条例につきましてご説明申し上げます。議案書につきましては6ページをお願いいたします。また説明資料につきましては2ページをお願いをいたします。説明資料にてご説明を申し上げます。

条例の制定の理由でございます。令和元年度から自治体へ森林環境譲与税が譲与されたことから、適切な森林整備に要する経費に充てるため、基金条例を制定するものでございます。

条例の制定の要旨でございます。愛荘町森林環境譲与税基金条例を制定することにより、適切な森林整備を行うための経費に充てるため、基金として積み立てを行うものでございます。本条例につきましては7条立てとなっております。

第1条 設置、第2条 積立て、第3条 管理、第4条 運用益金の処理、第5条 繰替運用、第6条 処分、第7条 委任となっております。

付則といたしまして、この条例は公布の日から施行をするものでございます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。ここの条例の中の設置に対して「森林環境の

保全に関する施策の実施、適切な森林整備に要する経費に充てるため」と書いてあるの  
で、現状今、私有林等の保全するための経費がどの程度出されているのか、お尋ねいた  
します。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 辰己議員の林の管理の分についての質問にお答えを  
させていただきます。現在、町から森林組合の補助といたしまして 23 万円交付させて  
いただきまして、山の巡回パトロールでありますとか、そのほか宇曾川ダムの周辺の維  
持管理といたしましても 66 万 7000 円を交付させていただきまして、ダムの周辺の管理  
もしていただいているようなところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） これで質議を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。森林環境譲与税基金条例に対して反対を申し  
上げます。

まず、指摘しなければならないのは、森林環境譲与税は住民税均等割に 1,000 円を課  
税して財源確保するもので、所得割非課税の人も一律に課税される逆進性の高い税です。  
この目的そのものが否定されるものではありません。国土保全や地球温暖化等のための  
森林整備、これは重要です。しかし、そのためと言って広く薄く国民に負担を求める大  
衆課税であるということを指摘しなければなりません。地球温暖化対策というなら温室  
効果ガス排出企業に負担を求めるべきだと考えます。

また、水源涵養など森林の多面的機能の恩恵は個人同様に法人も受益者です。企業の  
社会的責任から言っても徴収し、財源に充て、大衆課税はやめるべきです。同時に、そ  
うした財源をしっかりと確保する、こうしたことが愛荘町にとっての森林保全、山保全、  
これに結びつきます。

次に、制度に問題があります。譲与税の配分は私有林、人工林の面積配分が 10 分の  
5、林業就業者数に 10 分の 2、そして人口配分が 10 分の 3 です。このことによって、  
本町のように住民税均等割総額 1,600 万円に対して、譲与税は 165 万円と推計されてい  
ます。この配分が必要とする地方自治体に多くの手当てされるのではなく、私有林のな  
い、または少ない大都市の自治体や人口の多い都市の自治体に、私有林面積の多い地方  
自治体よりも多く譲与額が配分される矛盾が生じてくるということを指摘しなければ  
なりません。

最後に、森林整備の財源は国の一般会計の森林予算や地方交付税で補償すべきものと考え、この事を訴えて反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第2号 愛荘町森林環境譲与税基本条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第6、議案第3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書は8ページ、説明資料は3ページをお開きいただきたいと思います。説明資料の方でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行を受けまして、印鑑登録証明事務処理要領が一部改正されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、成年被後見人であっても、法定代理人の同行、かつ当該成年被後見人本人による印鑑登録申請があった場合には、印鑑登録の申請を受け付けができるよう第2条第2項第5号の「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改めるに改めるものでございます。

改正後の条例は公布の日から施行するものでございます。4ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第3号 愛荘町印鑑条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。ただちに全員協議会を開きたいと思えます。再開は1時とします。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第7、議案第4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書は9ページ、説明資料の5ページをお開きいただきたいと思います。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、第1条において住民基本台帳法が一部改正され、住民票の除票の写しなどおよび戸籍の附票の除票の写しの交付について定められたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、第2条では両庁舎に設置しています行政キヨスク端末機が令和2年9月30日をもって5年間の保守期間が終了し、両庁舎周辺のコンビニエンスストアや大型商業店舗に設置されるマルチコピー機を利用できることから、令和2年9月30日をもつ

て廃止することに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨ですが、第1条では別表第1中、「住民票の除票の写し、戸籍の附票の除票の写しに関する証明の手数料を1件につき300円」を加え、住民票の除票に記載した事項に関する証明手数料を1件につき300円加えるものでございます。

第2条では別表第1中、「行政キオスク端末機および」と「行政キオスク端末機に類する」を削除するものでございます。

第1条の施行につきましては令和2年4月1日から、第2条の施行につきましては令和2年10月1日から施行するものでございます。

6ページから8ページにつきましては新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（竹中秀夫君）** 起立全員です。よって、議案第4号 愛荘町手数料条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第8、議案第5号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

**○福祉担当政策監（岡部得晴君）** それでは、議案第5号 愛荘町住民基本台帳カード

の利用に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の11ページ、説明資料は9ページをお開きいただきたいと思います。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、先ほどの議案第4号でも説明しました両庁舎に設置している行政キヨスク端末機を令和2年9月30日をもって廃止することに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、第2条第2号中「証明書等を発行するための行政キオスク端末機および」および「行政キオスク端末機に類する機能を有する」を削除するものでございます。

改正後の条例につきましては、令和2年10月1日から施行するものでございます。

10ページにつきましては新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（竹中秀夫君）** 起立全員です。よって、議案第5号 愛荘町住民基本台帳カードの利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第9、議案第6号 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第6号 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の12ページ、説明資料は11ページをお開きいただきたいと思います。説明資料で説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、議案第4号および第5号でも説明いたしましたが、両庁舎に設置しております行政キヨスク端末機を令和2年9月30日をもって廃止することに伴い所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、第2条中第3号を削除し第4号を第3号に繰り上げるものです。

改正後の条例は、令和2年10月1日から施行するものでございます。

12ページにつきましては新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第6号 愛荘町個人番号カードの利用に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第10、議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。



本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

[産業担当政策監 中村喜久夫君登壇]

**○産業担当政策監（中村喜久夫君）** それでは、議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の13ページをお願いします。また、説明資料につきましても13ページをお願いしたいと思います。説明資料の方で説明させていただきます。

改正する理由でございます。道路法施行令の一部改正に伴い、令和2年4月1日施行の市町村における民間地価水準および地価に対する賃料の水準の変動等を反映したものに直しが行われたことから、政令に準じて愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正するものでございます。要旨でございますが、新旧対照表を14ページから18ページまで掲載をさせてもらっております。また、議案書につきましては改正案を13ページから17ページに掲載をしているところでございます。

付則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（竹中秀夫君）** 起立全員です。よって、議案第7号 愛荘町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第11、議案第8号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

[総務担当政策監 上林市治君登壇]

○**総務担当政策監（上林市治君）** 議案第8号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書は18ページ、説明資料は19ページでございます。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、地方自治法等の一部を改正する法律が平成29年6月9日に公布され、地方自治法に第243条の2「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」が追記されたことにより、令和2年4月1日から施行されます。

地方自治法第243条の2が追加されたことにより条項のずれが生じることから、該当条項を引用している愛荘町監査委員に関する条例について所要の改正を行うものです。

改正の要旨でございますが、地方自治法第243条の2が追記されたことにより、同法「第243条の2」が「第243条の2の2」と改正されたため、条例第6条の「第243条の2第3項」を、「第243条の2の2第3項」に改めるものでございます。

施行期日は、令和2年4月1日でございます。

20ページは新旧対照表でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○**議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○**議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己君。

○**13番（辰己 保君）** 監査委員に関する条例の一部を改正する条例に対して反対を行います。

この条例改正は、法律の改正に伴って変更というか、修正・改正をされる提案ではあります。しかし、この内容が非常に町民にとっても不利益に被るという懸念が生じていますので、反対討論を行います。

監査委員に関する条例の一部改正と下水道事業の設置等に関する条例の一部改正は、地方自治法等の一部を改正する法律に「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」が追加されたことにより、条例改正が必要になったものです。

この法律改正によって、軽過失の場合に公共団体の長等の賠償責任が一部免責されることになるわけです。しかし、重過失あるいは過失が重い場合でも、議会の権利放棄議決ですべて責任が免除される制度になっているということを指摘しなければなりません。

加えて、住民訴訟を起こす側にとっては、議会が権利放棄議決を行った時は議会の議決が違法であるという訴訟に勝たなければならなくなり、住民訴訟の負担が倍増して住民訴訟制度が結果として機能しなくなると危惧される法律改正です。この点は国会質疑で明らかになっています。

法律改正が住民監査請求権と住民訴訟権を抑制する仕組みを設けていることを厳しく批判し、監査委員に関する条例の一部を改正および、その後にくる議案第9号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、この場で反対討論を行っておきます。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第8号 愛荘町監査委員に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第12、議案第9号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第9号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。議案書の19ページ、また説明資料は21ページをお願いいたします。説明資料をもって説明させていただきます。

一部を改正の理由でございます。地方自治法等の一部を改正する法律が、平成29年6月9日に公布され、地方自治法に第243条の2「普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責」が追加され、令和2年4月1日から施行されるものでございます。

地方自治法第243条の2が追加されたことにより、条項のずれが生じることから該当

条項を引用している愛荘町下水道事業の設置等に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

改正する要旨でございます。地方自治法第 243 条の 2 が追加されたことから、同法「第 243 条の 2」が「第 243 条の 2 の 2」と改正されたため、条例第 6 条の「第 243 条の 2 第 8 項」を、「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」に改めるものでございます。

22 ページには新旧対照表を掲載しております。

付則といたしまして、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものです。ご審議のほどどうぞよろしく願います。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第 9 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（竹中秀夫君）** 起立多数です。よって、議案第 9 号 愛荘町下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第 13、議案第 10 号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

**○総務担当政策監（上林市治君）** 議案第 10 号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例でございます。議案書は 20 ページ、説明資料は 23 ページでございます。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年5月31日に公布されたことにより、「行政手続等における情報技術の利用に関する法律」の題名が「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改められ、新たに条文が追加されたものです。

このことにより、題名改称および条ずれが生じることから、該当条項を引用している愛荘町固定資産評価審査委員会条例について所要の改正を行うものでございます。

次に、改正要旨でございます。第6条第2項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改め、「および第2項第3号」を削り、「情報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改める。また、第10条第1項第2号中「情報通信技術利用法第4条第1項」を「情報通信技術活用法第7条第1項」に改めるものでございます。

施行期日は公布の日からでございます。

24～25 ページは新旧対照表でございます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** これも法律改正に伴った条例改正ということになるわけですが、そこでこの中に含まれている法律改正に含まれているところで、本町においての確認をさせていただきます。

マイナンバーカードの普及が現状どの程度進んでいるのか、まず1つ。そして準則等で即今これを今進めていくというわけではないわけですが、結局はこれを促進法ですので、行政促進法ですので、障害者や高齢者などのデジタル機器を使いこなせない人への対応、こういうものが準則等できているのかどうか確認をしておきます。

**○議長（竹中秀夫君）** 住民課長。

**○住民課長（廣瀬 猛君）** マイナンバーカードの交付枚数は、12月末で約2,600枚となっております。以上です。

**○議長（竹中秀夫君）** 経営戦略課長。

**○経営戦略課長（陌間秀介君）** 2つ目の準則関係ですが、まだ来ておりませんので、その時にまた対応させていただくということになりますので、よろしくお願いをいたします。

す。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正に対して反対討論を行います。

法律改正に伴って条例改正提案がされているものです。固定資産評価審査委員会条例の一部を改正、これは本当に町民に大きく関わってくるという問題です。この法律改正は、いわゆるデジタル手続法と言い、行政の手続きや業務に用いる情報を紙からデジタルへと展開し、オンライン化を原則として利便性の向上、行政の効率化を図るということをしています。

行政オンライン化に必要となるマイナンバーカードの普及は進んでいません。政府はマイナンバーカードを利用する時は暗証番号が必要となるから他の人には使えないと言ってきました。しかし、本法この法律は行政のデジタル手続法では暗証番号を要しない方式で利用できる方法を入れ込み、通知カードを廃止してマイナンバーカードに移行できることを進め、普及促進を狙っています。

個人情報保護の観点からもご都合主義の法律改悪であることを指摘しなければなりません。また、障害者や高齢者などデジタル機器を使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でデジタル機器が利用できない人などへの具体的対策が示されていないことを指摘して反対討論といたします。

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

**○議長（竹中秀夫君）** 起立多数です。よって、議案第10号 愛荘町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

**◎議案第 1 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決**

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第 1 4、議案第 1 1 号 愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

[総務担当政策監 上林市治君登壇]

**○総務担当政策監（上林市治君）** 議案第 1 1 号 愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書は 21 ページ、説明資料は 26 ページでございます。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、令和 2 年 4 月 1 日より会計年度任用職員制度が始まることから、地方公務員法第 31 条に基づき、会計年度任用職員のサービスの宣誓について条例で定める必要があるために改正するものでございます。

改正の要旨でございますが、会計年度任用職員のサービスの宣誓については、任命権者が別段の定めをすることができる旨を規定するものでございます。

施行期日につきましては令和 2 年 4 月 1 日でございます。

27 ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願を申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありますか。

[「なし」の声あり]

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第 1 1 号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（竹中秀夫君）** 起立全員です。よって、議案第 1 1 号 愛荘町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

## ◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第15、議案第12号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） 議案第12号 愛荘町特別職の職員で非常勤のもの  
の報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。議案書は22  
ページ、説明資料は28ページでございます。説明資料で説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、地方公務員法および地方自治法の一部改正により、  
特別職の任用および臨時的任用の厳格化が図られたことから、所要の改正を行うもので  
す。

改正の要旨でございますが、地方公務員法の一部改正において、特別職の範囲が「専  
門的な知識経験等に基づき助言、調査等を行うもの」に厳格化されたことから、行政業  
務等を委嘱する職として移行する職種として区長・総代さんや農業組合長さんに報償費  
としてお支払いするなど非常勤特別職の整理を行うものでございます。

施行期日につきましては令和2年4月1日でございます。

29～36 ページまでは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願を申し  
上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君  
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員であります。よって、議案第12号 愛荘町特別職の



職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第16、議案第13号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第13号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の25ページ、説明資料は37ページをお願いしたいと思います。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございます。時間外保育について、保育料の無償化における保育とは異なるため、町立つくし保育園の開設日における午後6時30分から午後7時までの時間外保育について延長保育料を徴収する必要があるため、所要の改正を行うものです。合わせて文言の整理を行うものでございます。

改正の要旨ですが、文言の整理として児童福祉法を「法」とし、子ども・子育て支援法を「支援法」と定義するものでございます。第5条以降を1条ずつ繰り下げ、新たに第5条を設けて延長保育料を定めるもので、利用する保護者は延長保育料を納付すること、延長保育料は1日300円を限度として規則で定めることとするものでございます。

改正後の条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

38・39ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今、聞き漏らしたのかどうか、17時30分から19時までの延長ということであったのか、もう一度延長時間を、正規の保育無償化に伴う延長とみなす時間の確認をさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 時間外保育・延長保育に該当する時間としましては午後6時半から午後7時まで、18時半から19時までということになります。以上で

す。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 30分の延長保育ということに対する提案がされているわけですが、確かに保育園運営で様々な課題が生まれてきているということは承知をしております。その問題と、この延長保育に関する過料というものがどうであるかということは、私はまた別だと考えています。そこで、そうした保育園運営においての様々な課題そのものが結果として非正規雇用、非正規の保育士さん、この比率が高いということに起因するのではないかというふうに思うわけです。

私自身現場、民間の場合はそこはどうかというの計り知れないところはあるわけですが、公立においてそうした状況があるので、その点で保育園運営と非正規保育士さんの比率の問題で、結果として課題を多くつくり出しているのではないかということをお尋ねしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） ご質問にお答えいたします。

正規職員と非正規職員につきましては、従前から、もちろんつくし保育園にも非正規職員にお願いいたしまして、子どもたちを預かっているという状況にはなっております。ただ、この割合がどのような形というのは別といたしまして、現在のところ、その体制の中で運営の方はある程度スムーズに進んでいるものというふうには考えております。

ただ、町立保育園に関しましては、いろいろな形での有意的な保育士部分も見ている部分はございますので、その中で対応ができていないかなというふうには思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江です。議案第13号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例に反対します。

今議会に提案された延長保育における保育園条例の改正は18時30分から19時までの延長保育を有料にする条例改正です。今日まで無料対応をしていた延長保育を諸

般の事情があり有料とするものです。諸般の事情は適正な指導、助言において改善されるものと考察します。

そもそも延長保育を必要とする保護者は夫婦共働きもしくは一人親世帯です。非正規雇用が当たり前の雇用形態が1時間でも長くかつ多く働かなければ生活ができない世帯をつくり出しています。保険等の公共費負担が重くなっている時に子どもの貧困をなくすこと、そして子育て支援の福祉の立場からも無料を続けるべきです。加えて民間保育園の経営を脅かさない手立てを講じることを申し添えて反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。賛成の立場から延長保育における条例の一部改正につきまして討論を行います。

保育園は、保護者の就労状況などによって保育を必要とする乳幼児を預かり、保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設であります。愛荘町立つくし保育園は午前7時30分～午後6時30分まで標準保育を実施しております。

昨年10月1日より保育料の無償化が実施されましたが、標準保育を超えた午後6時30分～午後7時までの30分が延長保育となり無償化の対象とはなりません。そのため、延長保育の利用について設置者である市町村において独自に定めることとなっております。

それに伴い、愛荘町においても延長保育料について定める必要があるため、必要な経費の半額を利用者負担として徴収するものであります。町内の保育園や近隣市町の動向も確認されて適正な判断がされていると思っております。

以上の理由により、本条例の一部改正について賛成をするものであります。皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第13号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第13号 愛荘町保育園条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第17、議案第14号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第14号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書は26ページ、説明資料は40ページをお願いしたいと思います。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由でございますが、胃がんの早期発見、早期治療により、胃がんの死亡率を減少させる目的で、医療機関で胃がん検診（胃内視鏡検査）を実施し、個人負担金を直接受診医療機関へ支払うこととするため、所要の改正を行いものでございます。

改正の要旨でございますが、第3条中「特定健康診査」の次に「、胃がん検診（胃内視鏡検査）」を加えるものでございます。

改正後の条例は、令和2年4月1日から施行するものです。

41ページは新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第14号 愛荘町健康診査負担金徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

## ◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第18、議案第15号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第15号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、説明させていただきます。議案書の27ページ、説明資料は42ページをお願いしたいと思います。説明資料でご説明させていただきます。

まず改正の理由ですが、国が定める基準に準じて、令和2年3月末までの間は認定資格研修を受ける見込みの者についても支援員とみなす経過措置を講じております。今般、経過措置が終了することから、支援員を確保できない緊急時に限り、補助員であった者を放課後児童支援員とみなすことができるよう所要の改正を行うものでございます。

改正の要旨でございますが、第10条第2項ただし書中「第5項」を「次項および第6項」に改め、第3項以降を1項ずつ繰り下げ、経過措置終了後の定義として新たに第3項を次のとおり加えるものでございます。

前項の規定に関わらず放課後児童支援員の退職もしくは病気その他やむを得ない理由により放課後児童支援員が不在となる場合は、放課後児童支援員を置くまでの間、補助員であった者をもって放課後児童支援員とみなすことができるというものでございます。

改正後の条例は、令和2年4月1日から施行するものでございます。

43ページにつきましては新旧対照表となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。再度確認をいたします。一般質問では取り上げてはおられました。常勤支援員が複数配置というのが基準になっているわけです。それで、常勤かどうかは事業所、現在の学童において常勤支援員を設置しているのか。そして、4月1日からの常勤者を町としてしっかり求めていくのか。先ほどの答弁を聞いていると、業者に委ねなければしかたがないというふうな受け止めになるので、その確認を、常勤をしっかりと確保するのかないのか、現在確保しているのか、していな

いのか。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○こども支援課長（森 まゆみ君） ご質問にお答えをさせていただきます。

まず、現在ですけれども、常勤職員の方は配置がされておられません。すべてパート的に時間、時間でお越しをいただいている支援員と補助員の先生方になります。今後ですけれども、先ほどの一般質問でもご答弁させていただきましたとおり、常勤職員の配置をすることが子どもの安全安心を守っていくうえで必要なことであるというふうな認識をしております。そのことから、次の事業者である民間の事業者においては配置をしていただくようお願いをしまいたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 議会としても、そういうところがチェックがしっかりと早く指摘ができなかったというところと、そして学童保育そのものが抱えてきた課題というものが複合的になって今日まできたという整理が必要だろうと、しかし、しっかりとそこは認識しなければならないのは、学童保育を運営するうえでの基準として今みなし規定が入ってきました。

基準の改正等があって常勤支援員もしくは支援員の欠ける場合は、支援員を確保出来る間のみなし規定として補助員を充てることができるというふうになったわけですが、しかし、ここは学童をしっかりと機能させる、その使命を果たさせるという観点からも、やはり常勤の支援員を複数配置してもらおうと、お願いするのではなくて、ここは改めて確認をする。仕様書に入っているのか、いないのかはわかりませんが、やはりここは強く求めて置く。ここは基準に沿って、今日はその資料を持っていないので学童を運営する上における基準規定があります。

ここは外すわけにはいかないのですが、しかし、本町としては残念ながら弱点をもって今日まで運営をしていたという弱点はありますが、あったとしても改めて4月1日のスタートを、そうした形で進めてほしいというふうに強く思います。その点でなかなか難しい部分はあるかと思いますが、答弁をいただいております。

○議長（竹中秀夫君） 子ども支援課長。

○こども支援課長（森 まゆみ君） 支援員の確保につきましては、保育園の方でも保育士がなかなか確保が難しいという中で、子どもの安全を守るという大義に対しまして

対応をきっちりしていけないといけないというふうに町の方も考えております。

そのことから、関係法令に基づいて運用していただくということが指定管理者に求められているところがございますので、その辺りについてはきっちりと対応をしていただくようにこちらの方からも働きかけの方はしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

**○12番（瀧 すみ江君）** 12番、瀧 すみ江。議案第15号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例に反対します。

そもそも放課後児童健全育成事業は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭・地域等との連携のもと、発達段階に応じた主体的遊びや生活が可能となるよう当該児童の自主性、社会性および創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行わなければならないと一般原則がうたわれています。

この目的のために国は従うべき基準を設け、基準に見合った補助金を拠出していました。しかし、企業参入が増えてきたことにより、支援員の配置などの従うべき基準をなくし、参酌基準に緩和してきました。今議会に提案された条例改正は、国の考え方の変更により、支援員の不足が生じた場合に補助員を支援員とみなすことができる条例改正です。

確かに、本町における学童保育は、保護者の学童保育とは何かの理念および目的が、長年の事業活動の中で希薄化してきたことによる混乱と課題が生じてきました。保護者会の指定管理から学童保育所5施設を一括管理運営できる事業所への委託となりました。しかし、保育の質を低下させないことが一番重要です。市町村は最低基準を常に向上させるように努めると最低基準の向上が規定しているように、本町の主体で基準に見合った支援員の配置を条例で明記すべきと考えます。

企業による指定管理費には、本社経費が含まれています。NPOなどの指定管理に移行できれば、本社経費の費用を児童に使う、また支援員の処遇改善に充てることができ

ます。支援員の役割りと仕事内容から運営形態に関わらず常勤での複数配置に努めると設備運営基準第10条にうたっています。なお、「常勤」とは、事業所が定めた勤務時間のすべてを勤務している者としています。

こうしたことから、条例一部改正されるみなし適用は、常勤での複数配置が確保されるのか危惧することを申し上げ、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤です。賛成の立場から討論を行いたいと思います。

愛荘町におきましては、愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例を制定しており、児童の安全や事業の質の確保に努めているところがあります。しかしながら、放課後児童支援員の必要する配置が難しい場合、支援員のうち1名は補助員をもってこれに代えることができる経過措置が、3月31日をもって満了となります。

今回の改正は、経過措置が満了することに伴い児童や保護者が不利益を被ることがないように、支援員が退職や病気などで欠員した緊急時の場合に限り、支援員を雇用するまでの間、補助員であった者をもって放課後児童支援員とみなすことができるように改正するものであります。

先の一般質問やただいまの質問等を通じまして、行政としましてもこのことの問題点をしっかりと把握しており、それに対する対応を見守っていくというような約束事もしております。児童の安全の確保と保護者や児童の利益の観点から、本条例の一部改正について賛成するものであります。皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第15号 愛荘町放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第19、議案第16号 彦根市と締結した定住自立圏形成



協定を変更することにつき議決を求めることについてを議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

**○企画担当政策監（藤塚雅徳君）** それでは、議案第16号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、ご説明をさせていただきます。議案書28ページ、説明資料44ページでございます。

本件は平成21年10月4日に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定に、スポーツを通じた地域活性化の施策を追加するものでございます。具体的には、今般、彦根市において南彦根駅西口から徒歩4分の位置に整備を予定している彦根市新市民体育センターに関し、これを定住自立圏の事業として位置づけるものでございます。

協定において定める取り組みの内容としては、スポーツを通じた賑わいと交流を創出する拠点として彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性化を図ることといたしまして、また甲である彦根市の役割につきましても、彦根市新市民体育センターを整備するとともに、乙たる愛荘町と連携して当該施設において各種イベント等を実施することにより圏域経済の活性化を図るとし、乙たる愛荘町の役割は、甲と連携して当該施設において各種イベント等を実施することにより、圏域経済の活性化を図るとするものでございます。

施設整備は彦根市の単独事業として実施し、供用開始後の各種イベント等の実施については1市4町の共通取り組みとして位置づけるものでございます。よって、本協定を締結することで、愛荘町が同センターの整備費について負担するものではありません。

また、同施設は湖東圏域における拠点としての位置づけとなりますことから、当施設を利用される湖東圏域の住民および団体につきましては、彦根市において同一の料金、彦根市において彦根市民と同一の料金設定とされる予定であり、愛荘町民にとっても使いやすい施設となり、同施設を活用したスポーツ活動が推進されることにより、競技力の向上や健康増進等の効果も期待できるものと考えております。

なお、彦根市および湖東圏域の3町におかれましても、同様の内容で各市町議会の定例会に議案を提出しておられることを申し添えます。以上、議案のご説明とさせていただきます。ご審議のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13番、辰己

君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。今提案説明がありました。それで、彦根市の単独事業として進めていく、よって負担は伴わないということで、しかし、連携協定で進めていくと、簡潔に言ってしまえばそれだけのことだと、そういう協定書が示されました。

そこで、(仮称)彦根市新市民体育センター、これは複合施設と聞いています。どういう複合施設なのか、説明をいただきます。また、彦根市議会において、市議会というのは不適切ですね。彦根市民において、この複合施設に対して疑義が提案されていますが、ご存じでしょうか。その2点について答弁を先にいただきます。

**○議長（竹中秀夫君）** 企画担当政策監。

**○企画担当政策監（藤塚雅徳君）** お答え申し上げます。

現在、彦根市が整備予定をしております彦根市新市民体育センターにつきましては、主な機能といたしましてはスポーツ機能、まちなか交流拠点機能の2つの機能があるというふうに承知をいたしております。前者のスポーツ機能に関しましてはメインアリーナ・サブアリーナ等々が含まれておりまして、まちなか交流拠点機能に関しましては多目的ホールでありますとか、図書・学習ラウンジの整備が予定されているというふうに聞いております。

また、議員お尋ねの彦根市内の動きに関してでございますが、議員が念頭に置いておられる動きというのが、判然としないところではあるんですが、報道ベースでそういった市議会議員の方からご提案がなされているというような報道に接したことはございません。以上です。

**○議長（竹中秀夫君）** 13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 風評的というか、口頭というか、それで知っているという解釈でよろしいんですね。どういう解釈ですか。今の答弁はうまくこなしておられるから、要するに知っているか、知らないかというだけの単純な話なんです。

**○議長（竹中秀夫君）** 企画担当政策監。

**○企画担当政策監（藤塚雅徳君）** 繰り返しになりまして恐縮ですが、議員お尋ねの動きの中身が具体的につまびやかにお示しいただいておりませんので、中身を知っている、知らないということについて、ちょっとお答えすることは難しいんですけれども、新聞紙上等におきまして、彦根市議会議員の方から市長の方に対して請求等がなされて

いるといったことは側聞したことはございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 要するに、この協定が具体的には何か一部施設、スポーツ施設があまりにも、以前同じような施設がつくられていた場所と、今回彦根市が行うところでの整備費が5倍も高騰しているという指摘等で、いろいろな角度から問題提起されています。

それを、そうした事案が果たして、彦根市とあとの4町で協定を結んで進めていくと、しかし、前段の説明は彦根市の単独事業で進めていきますという注釈が入っています。ですから、我が町には負担は伴いません。という説明になってくるということになります。負担が伴わないからいいんだではない。

要するに、彦根市で起こっている問題を見逃して、ここでこの協定書に賛同できるかどうか、こういう問題事案に発展します。疑義のあるものに私たちが、しかも彦根市の単独事業に加担をするのか。ここは冷静に判断をしていかざるを得ないのではないかと思います。政策監、そうした問題は生じていながら協定書の議案をここに提案をせざる得ないという、その根拠は何ですか。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） まず、前提といたしまして、現在彦根市におきましては、こういった体育センターの整備に関しまして、種々の議論が行われているということは承知をしているところではございますが、個々の議論の是非について、町としてコメントするということは差し控えたいというふうに考えております。

その上で申し上げるとするならば、そもそも定住自立圏構想というものに立ち返ってみますと、中心市と近隣市町村が相互に役割分担を行い連携協力を行うことによって圏域全体として必要な生活機能を確保することで、地方圏の人口定住を促進することを目的とするものでございます。

簡閲しますと、定住自立圏構想の根本となる理念といたしましては中心市と近隣市町村の役割分担というものが想定をされているところでございまして、その役割分担を定めたのが、今般お示しもさせていただいている協定というところでございます。

協定でもお示しさせていただいているとおり、繰り返しにはなりますが、整備事業に関しては役割分担の結果として彦根市の責任で行うこと、そのセンターの活用した事業につきましては4市町でやろうということを決めているところでございますので、

ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ご丁寧な答弁をいただきました。結果的に言ってしまえば、要するに矛盾する答弁をしているんだということです。愛のりタクシーのように、広域で取り組める、そういうものを連携協定で進めていく。お互いに地域の協定を結んで役割分担を果たすという、今の政策監の説明はそのままそこには当てはめられる。

しかし、この体育館はそんな説明は当てはまらないですよ。自らが言っているようにただ単に広域に使えるようにしますと、これはしなかったら協定を結べないからですよ。現実には彦根市の単独事業なんですよ。そこを難しく理解をし合って今回協定をして広域的な取り組みとしますと、だから、広域的な取り組みをするためには愛荘町の町民さんも彦根市民と同じ金額でしますと、年に1回か何回か知らないけれども広域のイベントはしますということが、ここに盛られているわけで、政策監、説明はわかるのですが、結果として彦根市の単独事業、政策監自身が単独事業で進めると言っておられるんです。

その説明の上において、提出根拠とする理由が無理やり広域での市民を巻き込んでいくというふう思いませんか。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 公共交通等とご指摘いただいておりますけれども、これに関しましては、協定におきましてそもそも全市町が連携して取り組むということになっておりますので、今回の件につきましては体育センターと体育センターを活用した事業につきまして、それぞれ役割分担をさせていただいているところでございますので、なかなか役割分担が異なるものを並列で論ずるのはなかなか難しいところがあるのかなというふうに考えているところでございます。また、今回協定として位置づけて、ご提案させていただいているところでございますが、体育センターの整備以外にも今回このセンターの位置づけをスポーツを通じたにぎわいと交流を創出する湖東圏域の拠点施設とし、スポーツスーリズムの推進等に取り組み、圏域経済の活性化を図るということは4市町の共通認識として設定したところでございまして、そういった点におきましては湖東圏域で実施する事業として妥当なものであるというふうに考えております。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑ありませんか。5番、村田君。

○5番（村田 定君） 湖東定住自立圏ということで体育スポーツセンターを彦根に設

けられるわけですが、例えば、愛荘町に武道館を設備したいというふうなことも考えた場合、こういったものも自立圏ケースの中で協定を結べるのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お尋ねの武道館であるとか、そういったものの新設に関して、こういった枠組みが使えるかというところですが、そういった枠組みを使用することを排除するものではないというふうに考えております。ただ、その前提といたしまして、そういった施設を湖東圏域で使っていくんだというような位置づけをしっかりとさせていく必要があるというふうには一般的な課題として考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今回彦根市が単独でやられるというんですが、これは県国の補助というものは多用されないのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 今般彦根市において、この新市民体育センターを整備するにあたって、種々の記載措置等を講じるというふうには承知をいたしております。例えば、地方活性化事業債といった有利な起債措置等を活用して財源の確保に努められているというふうに聞いております。

○議長（竹中秀夫君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、反対を行います。

今議会に提案された定住自立圏形成協定の変更は、彦根市が彦根市議会に提案されて補正予算では（仮称）彦根市新市民体育センター建設工事と称しております。彦根市の議案に示すように彦根市の単独整備事業であります。その整備事業において、彦根市として国からの交付金をより多く取得する手立てとして、彦愛犬広域で取り組むという形式協定です。

（仮称）彦根市新市民体育センターは、複合化施設として整備される計画で、その計画に際しての整備費に他市との比較からも工事費が高いと指摘され、問題提起されています。このように問題提起されている彦根市の公共施設整備に他の4町が関わるということ自体、地方自治の独立性および主体性への干渉、関与として将来に禍根を残すこと

となります。

今、質疑でも1つの例として挙げられました。また、地方自治体の独立性の観点から市の単独事業の遂行に幾多の課題、そして現実に問題提起されている中で定住自立圏協定で取り組むことは、自治の独立性に逆行すると言わなければなりません。

広域での事務事業は単独ではできない事業に取り組むことです。広域的な体育施設であるならば、県事業として取り組むことができます。定住自立圏協定で取り組むために、繕いとして体育施設利用料は彦根市民と同様にするとか、広域でのイベントを行うという根拠は県事業の位置づけで解決します。彦根市と国との交渉過程でも国はそれを示唆し、無理な交付適用としていることが伺えます。

いずれにしても、彦根市議会が違法な予算拠出と問題提起している施設整備事業に、広域での取り組みに道理がないことを訴えて反対討論といたします。

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

**○7番（高橋正夫君）** 議案第16号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて、賛成の立場から討論を行います。

この一部変更は平成21年10月4日に締結した湖東定住自立圏の形成に関する協定に、スポーツを通じた地域活性化の施策を追加するものでございます。

取り組みの内容につきましては、スポーツを通じた賑わいと交流を創出する拠点として（仮称）彦根市新市民体育センターを整備するとともに、当該施設を活用したスポーツツーリズムの推進等に取り組み、交流人口の増加、関連産業の振興等による圏域経済の活性を図るとされています。

また、施設整備費用は彦根市の単独事業として、供用開始後の各種イベント等の実施については1市4町共通の取り組みとして位置づけるものとされ、住民の施設利活用においても大変有利なことから、本協定変更については必要と認め賛成するものでございます。

議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして、賛成討論といたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

**○議長（竹中秀夫君）** 起立多数です。よって、議案第16号 彦根市と締結した定住

自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第20、議案第17号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについてを議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第17号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについて、ご説明を申し上げます。

愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者を次のとおり指定することにつき、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものでございます。

1. 公の施設の名称および所在地

名称 湖東三山館あいしょう 所在地 愛荘町松尾寺 1395 番地 1

駐車場 愛荘町松尾寺 1395 番地 7

従業員駐車場 愛荘町松尾寺 1395 番地 3

2. 指定管理者となる団体の所在地、名称および代表者の氏名

所在地 滋賀県愛知郡愛荘町松尾寺 1395 番地の 1

名称 一般社団法人 愛荘町秦荘観光協会

代表者 代表理事 濱中大樹

3. 指定の期間 令和2年4月1日から令和5年3月31日までの3年間でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第17号 愛荘町湖東三山館あいしょうの指定管理者の指定につき議決を求めることについては、原案のとおり可決されました。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。再開を45分からとします。

休憩 午後2時23分

再開 午後2時45分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### ◎議案第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第21、議案第18号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

[総務担当政策監 上林市治君登壇]

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第18号をご説明させていただきます。別冊補正予算書の1ページおよび別添資料の補正予算概要の1ページをお願いいたします。今回は補正予算書の方で説明をさせていただきます。1ページでございます。

令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,575万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ90億1,693万8,000円とするものがございます。

第2条 繰越明許費 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

第3条 債務負担行為の補正 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為」による。

第4条 地方債の補正 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

次、7ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」として、3民生費2児童福祉費児童福祉施設等改修事業4,532万6,000円、6農林水産業費1農業日担い手確保・



経営強化支援事業 2,732 万 8,000 円、10 教育費 1 教育総務費学校教育施設体育館非構造部材耐震化等対策事業費 5,285 万 9,000 円の繰り越しをお願いするものでございます。

次に、8 ページをお願いいたします。「第 3 表 債務負担行為」であります。湖東三山館あいしょう指定管理料として期間を令和元年度から令和 4 年度までとし、限度額 3,042 万 5,000 円をお願いするものでございます。

次、9 ページをお願いいたします。「第 4 表 地方債補正」であります。公共事業等債の限度額を 3,540 万円に、地方道路等整備事業債の限度額を 1 億 5,530 万円に変更するものです。いずれも起債の方法・利率・償還の方法については、変更はございません。

次、事項別明細で各科目の補正額および主な内容を説明いたします。

今回の補正の主なものは、実績と決算見込みによる補正と国の補正予算に伴う農業者等への機械導入補助金や児童福祉施設等の改修工事の追加でございます。

まず歳入からでございます。

12 ページをお願いいたします。1 款町税 1 項町民税 1 目個人 1,447 万 7,000 円の追加、2 目法人 1 億 6,862 万円の追加は町内大企業の法人税割の収入見込みによるものでございます。2 項固定資産税 7,000 万円の追加は新築家屋の増加と償却資産大口の資産増加によるものでございます。3 項軽自動車税 109 万 1,000 円の追加。

13 ページでございます。4 項町たばこ税 400 万円の追加、2 款地方譲与税 1 項地方揮発油譲与税 114 万 8,000 円の減額、2 項自動車重量譲与税 561 万 9,000 円の追加、4 項森林環境譲与税 10 万円の追加、3 款利子割交付金 167 万 4,000 円の減額。

14 ページをお願いいたします。4 款配当割交付金 282 万 9,000 円の減額、5 款株式等譲渡所得割交付金 599 万 2,000 円の減額、6 款地方消費税交付金 770 万 9,000 円の減額。

15 ページ、7 款自動車取得税交付金 1 項自動車所得税交付金 1,219 万 2,000 円の追加、2 項自動車税環境性能割交付金 8 万 6,000 円の追加、8 款地方特例交付金 175 万 1,000 円の減額、10 款交通安全対策特別交付金 26 万 2,000 円の減額。

16 ページです。11 款分担金及び負担金 2 項負担金 2 目民生費負担金 282 万 3,000 円の追加は、保育料の所得階層が高い児童が多かったことなどによる追加でございます。12 款使用料及び手数料 1 項使用料 16 万円の追加、2 目民生費使用料 87 万 5,000 円の減額、6 目土木使用料 32 万 7,000 円の追加、7 目教育使用料 5 万 1,000 円の追加、2

項手数料 3 目衛生手数料 25 万 3,000 円の追加。

17 ページです。13 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目民生費国庫負担金 1,985 万 9,000 円の減額で施設型給付費等負担金および児童手当負担金の減額が主なものでございます。2 項国庫補助金 1 目総務費国庫補助金 253 万 8,000 円の追加、2 目民生費国庫補助金 727 万 4,000 円の減額は、プレミアム付商品券事務費補助金の減額が主なものでございます。3 目衛生費国庫補助金 55 万 6,000 円の追加、6 目土木費国庫補助金 25 万円の減額。

18 ページでございます。8 目教育費国庫補助金 86 万 9,000 円の減額、3 項委託金 5 万円の減額、14 款県支出金 1 項県負担金 1 目民生費県負担金 1,670 万 1,000 円の減額は、国庫と同じように施設型給付費等負担金の減額が主なものでございます。

19 ページでございます。2 項県補助金 1 目総務費県補助金 129 万 9,000 円の減額、2 目民生費県補助金 976 万 5,000 円の減額の主なものは、地域総合センター運営費等の補助金でございます。3 目衛生費県補助金 10 万 4,000 円の減額、5 目農林水産業費県補助金 1,810 万 3,000 円の追加の主なものは、国の追加補正によります担い手確保・経営強化支援事業補助金として経営体に対する機械等導入補助金で、全額令和 2 年度への繰り越しとなるものでございます。8 目土木費県補助金 247 万 2,000 円の減額、10 目教育費県補助金 83 万 6,000 円の減額。

20 ページでございます。3 項委託金 1 目総務費委託金 934 万円の減額は、県議会議員選挙および参議院議員選挙交付金の減額、6 目土木費委託金 5 万 3,000 円の追加、15 款財産収入 2 項財産収入 2 目利子及び配当金は、財政調整基金など 12 基金の利子で合計で 434 万 8,000 円の追加でございます。

21 ページです。2 項財産売払収入 1 不動産売払収入 323 万 5,000 円の追加、16 款寄付金 1 項寄付金 1,630 万円の追加は、ふるさと納税によるがんばる愛荘町まちづくり応援寄付金でございます。17 款繰入金 2 項基金繰入金 1 目財政調整基金繰入金 3 億 2,622 万 2,000 円の減額は、町税、寄付金あるいは諸収入などによる収入の増加によることから、基金から繰り入れを減額するものでございます。19 款諸収入 1 項延滞金、加算金及び過料 1 目延滞金 280 万円は、町税等延滞金の追加によるものでございます。

22 ページです。4 項受託事業収入 1 目民生費受託事業収入 65 万 7,000 円の追加、3 目教育費受託事業収入 14 万 1,000 円の追加、5 項雑入 510 万円の追加。

23 ページでございます。20 款町債でございますけれども、総務債として 1,540 万円

の追加、4目土木債6,760万円の減額は地方道路等整備事業債の減額をお願いするものでございます。

次、歳出24ページでございます。歳出につきましても事業実績あるいは事業の実績の見込みによるものでございます。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費17万2,000円の減額、2目文書広報費322万7,000円の減額、5目財産管理費は財源補正でございます。6目企画費410万1,000円の追加の主なものは、ふるさと納税寄付謝礼および湖東広域公共交通活性化協議会事業負担金、いわゆる愛のりタクシーの追加によるものでございます。

25ページ、7目電子計算費1,041万5,000円の減額は、電算用備品など入札による執行残でございます。10目自治振興費84万7,000円の減額、11目地域安全対策費302万6,000円の減額は町内街路灯などLED化に伴う電気代などの減額でございます。

26ページ、2項徴税费1目税務総務費は財源更正でございます。2目賦課徴収費46万2,000円の減額、3項戸籍住民基本台帳費21万5,000円の減額、4項選挙費3目県議会議員選挙費388万6,000円の減額、27ページ、7目参議院議員選挙費646万2,000円の減額。

28ページでございます。5項統計調査費3目毎月人口推計調査費1,000円の追加、4目人口動態調査費1,000円の追加、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費では217万5,000円の減額、2目社会福祉施設費93万9,000円の減額でございます。

29ページをお願いします。3目老人福祉費18万円の減額、7目国民健康保険費389万円の減額、8目障害福祉費1,367万6,000円の追加の主なものは、介護給付・訓練等の給付事業費の増加によるものでございます。12目介護保険費531万8,000円の減額は、介護保険事業特別会計繰出金の減額によるものです。14目後期高齢者医療費750万2,000円の減額の主なものは広域連合へ支払う療養給付費負担金の減額でございます。

次、30ページでございます。2項児童福祉費1目児童福祉総務費599万8,000円の減額は、障害児受入推進事業委託料および障害児保育事業費補助金の減額、児童福祉施設等の改修工事は、入札不調による工事費の追加で令和2年度へ繰り越しをお願いするものでございます。2目児童福祉措置費5,645万4,000円の減額の主なものですが、民間保育所施設給付費において当初公定価格が予想以上に伸びなかったことによるものでございます。4目保育園費82万6,000円の減額。

31ページでございます。5目児童福祉施設費9万1,000円の減額、4款衛生費1項保

健衛生費 1 目保健衛生総務費 829 万 1,000 円の減額は、妊婦一般健康診査委託料の減でございます。2 目予防費 259 万 3,000 円の減額、3 目環境衛生費 557 万 3,000 円の減額の主なものは彦根愛知犬上広域行政組合負担金への減額でございます。5 目健康増進事業費 91 万 2,000 円の減額。

32 ページでございます。6 款農林水産業費 1 項農業費 1 目農業委員会および 2 目農業総務費は、財源更正でございます。3 目農業振興費 1,605 万 2,000 円の追加は、主なものでございますが、担い手確保・経営強化支援事業で国の補正予算による農業者への機械導入補助金の追加と、農地の集積協力交付金の減額によるものでございます。5 目農地費 500 万 6,000 円の追加は、県営湖東平野関連事業負担金として事業費の 10%を負担するものでございます。2 項林業費 1 目林業振興費は、財源補正でございます。7 款商工費 1 項商工費 2 目商工振興費 581 万 3,000 円の減額は、近江上布伝統産業会館の修繕工事の取りやめによるものです。

33 ページ、3 目観光費 47 万 3,000 円の減額、8 款土木費 1 項土木管理費 1 目土木総務費 27 万 6,000 円の減額、2 項道路橋梁費 2 目道路新設改良費 4,001 万円の主な減額の内容につきましては、町道愛知川栗田線の道路改良事業の豊満地先において物件移転補償費などの減額によるものでございます。

34 ページでございます。3 目道路維持費 4,171 万 9,000 円の減額の主なものは、各道路改良事業の変更の増減による請負差額によるものでございます。3 項河川費 1 目河川総務費 247 万 8,000 円の減額、4 項都市計画費 1 目都市計画総務費 208 万 2,000 円の減額。

35 ページ、2 目下水道費 1,953 万 3,000 円の減額は、下水道事業会計繰出金の減少によるものでございます。3 目公園費および 4 目地籍調査費は、財源更正でございます。5 項住宅費 1 目住宅管理費 154 万 3,000 円の減額、2 目小集落地区改良事業費 40 万 1,000 円の減額でございます。9 款消防費 1 項消防費 1 目非常備消防費 145 万 9,000 円の減額、2 目消防施設費 33 万 3,000 円の減額。

36 ページでございます。3 目防災対策費 272 万 2,000 円の減額、10 款教育費 1 項教育総務費 1 目教育委員会費 8 万 8,000 円の減額、3 目教育振興費 162 万 7,000 円の減額。

37 ページでございます。2 項小学校費 1 目学校管理費 69 万 1,000 円の減額、2 目教育振興費 1,615 万 6,000 円の追加は、町内 4 小学校へ令和 2 年度から使用する教師用の

指導書、教師用の教科書、デジタル教科書を購入するものでございます。

38 ページ、3 項中学校費 1 目学校管理費 100 万 2,000 円の減額、2 目教育振興費 11 万 1,000 円の減額。

39 ページ、4 項幼稚園費 1 目幼稚園費 119 万円の減額、5 項社会教育費 1 目社会教育総務費 16 万 5,000 円の減額、2 目人権教育振興費 21 万円の減額、3 目人権教育推進事業費 96 万 1,000 円の減額。

40 ページでございます。4 目文化財保護費 166 万 5,000 円の減額、6 目公民館費 138 万 5,000 円の減額、7 目図書館費 644 万 5,000 円の減額。

41 ページ、8 目びんてまりの館費は、財源更正でございます。9 目文化振興費 17 万円の減額、11 目博物館費 91 万 9,000 円の減額、6 項保健体育費 1 目保健体育総務費 107 万 5,000 円の減額、2 目体育施設費 23 万 1,000 円の減額、3 目給食費 58 万 6,000 円の減額。

42 ページでございます。12 款公債費は元金で、財源更正でございます。13 款諸支出金 2 項基金費 1 目財政調整基金費からがんばる愛荘町まちづくり基金費までの全部で 14 基金ございますけれども、合計で 7,606 万 1,000 円の追加をお願いするものでございます。

なお、今回の補正予算に伴う特別職の給与費明細書でございますけれども、44 ページから 45 ページに添付をしております。以上、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。4 番、西澤君。

**○4 番（西澤桂一君）** 4 番、西澤でございます。先ほど今回の補正予算の主な理由として、一応執行残が大きな要素を占めているということですので、あえて質問をさせていただきたいと思っております。5 点ほどあります。

まず、24 ページ、6 目の企画費、12 節のところに役務費があります。剪定枝木処分手数料 10 万円というのがあります。概要表の方を見ますと桜のまち「あいしょう」事業となっていますけれども、現在桜を守る会というボランティア団体がこれを行っているわけですが、ここにかかりまして実は作業に必要な鋸とか剪定ばさみとかテーブルとか梯子とか、ほとんどが会員の持ち出しということになっているわけです。

確かに作業自体につきましては、ボランティアということで何もそういう面での意味はないんですけれども、やはり個人の用具をすべて持ってこなければできないと、やは

りこれは町の方でこういう事業があれば対応してもらえないのかと、こういう要望がかねてから出ておりました。

それに対しまして明確な答えがないままということなんですけれども、ここにその事業についての処分残が出てきたということであれば、こういうものにつきましてはしっかりと対応すべきではないのかというようにまず思います。

その点が1点と、ボランティアに対する今申しましたような考え方、どういう考え方を持っておられるのか。すべて手持ち弁当で道具もすべて自分が持ってこいと、それがボランティアだと、こういう考え方が根底にもっておられるのか、どうなのか。まず、この項目につきましては2点をお尋ねいたします。

次に30ページです。1目児童福祉総務費としまして13節委託料があります。学童保育所運営委託料30万円の減というのがありますが、その下には障害者云々というのもあるんですが、新型コロナウイルスで大変な問題になっているんですけれども、そういう子どもさんたちを学童保育所で引き受けているというような状況ですから、現在の状況で今年度がそれが乗り切れるのか。やはりそういう面についての委託料のところについては配慮すべき点はないのかどうなのか、そういうところをちょっと心配いたしますので2点目としてお尋ねをしたいと思います。

そして、3点目といたしましては36ページです。3目防災対策費、18節備品購入費176万円の減というのがあります。これは危機管理といたしまして、現在新型コロナウイルスあるいはコロナウイルスだけではなくインフルエンザ等も考えられますから、マスクとか消毒液等の備蓄をしっかりとしていく必要があると思うのです。現在どの程度こういうものを備蓄されておりました、そしてそれに追加する必要があるのかどうなのか、その点をお尋ねしたいと思います。

その下、教育振興費の中に8節報償費があります。講師謝礼として23万6,000円の減額ということになっているんですが、小学生の放課後児童教室の実施回数の減と概要表の中には表れているんですけれども、学力向上というところから見ますと、これは非常に大事な事業であります。回数が当初の予算段階から何回減ったためのものか、お尋ねしたいと思います。

それと、もう1点、予算書の中にはないんですけれども、先ほども全員協議会の中で新型コロナウイルスの影響ということで、特に給食費の分だということで若干出ました。それに伴いまして、歳入の部で給食費の子どもたちの負担分、歳出の部では食料材料の

購入あるいは調理や運搬作業にかかるところの指定管理料、こういうものが関係してくると思いますので、そのあたりはどのように考えておられるのか、お尋ねしたいと思います。以上、5点よろしく申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） まず1点目、桜のまち「あいしょう」の関係でございます。剪定枝木の処分手数料につきましては、本年度精算見込みによりまして、10万円の減額とさせていただいております。

この事業につきましては、2名の桜守さまと22名のサポーターさんの活動によりまして、町の景観の維持を図っていただいております。ヘルメット等皆さんの安全確保に対するものにつきましては、町の方で一定支援の方をさせていただいております。

道具につきましては、作業によってそれぞれ使えるものが異なったりということもございます。ただ、住民の方々の主体として活動に対しましてね町の方も選定した枝木の処分であったりとか、そういった下支えの部分で支援の方をさせていただきたいというような形で、この事業を進めておるような状況でございます。

あと、もう1つご質問がございました。ボランティア活動に対しての町の考え方という部分でございますが、この桜守の事業につきましては、住民主体としての活動をしていただいているということに対しまして、町としてもその活動の下支えをしていくということで、作業のあとの枝の処分であったりとか、皆さんへの通知であったりとか、そういった活動を支援させていただくということでボランティア活動を支えていくというような形で考えております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 2点目の学童保育の関係でございます。新型コロナウイルスの感染症絡みということで、たぶん後の方でも給食費の関係も質問されておりますが、すべてこの補正予算については、この新型コロナウイルスの発生前に査定等が終わっておりますので、そこら辺は含んでいないという中で、確かにこの学童保育の運営費は減額しているけれども足りるのかと言われると、この3月2日の朝から運営するというような状況にもなりましたので、そこら辺に関してはどれだけの金額がいるのかというのを今精査している段階でありますので、今回の補正予算には含まれてないということをご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　西澤議員 3 点目の防災対策費の中の備品購入費の減額についてお答えします。こちらの備品購入費におきましては、当初防災行政無線の個別受信機の購入の方を予定しておりましたが、当予算の減額につきましては、個別受信機が諸派の理由で購入できないということと、また納期がかなりかかるということで、即今また新しい機器の更新を予定しておりますので、今回この機械器具購入費の個別受信機の予算の方は減額をさせていただいております。

また、備蓄の必要性ということでマスク、消毒液の備蓄数量の件でございますが、今現在、2月26日現在のマスクの方は町の方で1万 2,450 枚、また消毒液の方は 97.50 備蓄しております。こちらの方は町の備蓄倉庫等で備蓄しておりまして、町内の医療機関に要請がありましたら優先的に配付はさせていただいているという状況になっておりまして、民間業者等の問い合わせにつきましては、即今対応を行っていないという状況となっております。

また、備蓄ということで、この予算を充ててはどうかというお話ではございますが、現在、マスク・消毒液の入荷見込みが立っていない状況でありまして、町としてもマスク・消毒液等の購入の方は順次進めてまいりたいところではありますが、今どこの業者等も不足しているということで、そういったところがまだ一定確保のめどが立っていないという状況となっておりますので、またういところが購入できるというふうになりましたら、随時購入の方を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　教育次長。

○教育次長（青木清司君）　　1 点でございますが、小学生の放課後補充教室事業についての減額でございます。当初予算につきましては 84 万円を見込んでおりまして、各校 4 校で 21 万円ということで、小学校 3 年生を対象に、希望する方を対象に放課後の補充教室を開設いたしまして、学力の定着を図るという目的で当初実施をさせていただいたところでございますが、今般減額になったものについては、着手が大変遅れまして 4 月・5 月までその講師が見つからなかったということがございます。なかなかこの放課後の時間だけを教えていただける教員免許を持った方の確保が大変難しかったというところでの当初の立ち遅れによります減額でございます。

それと、給食の関係で、コロナに関してということで、これにつきましては給食をや



めたということで、先ほどの中では食材についてのお話があったわけですが、そのほか、委託をお願いをしております調理の関係、それから運送の関係、その辺につきましては幼稚園の方を給食の開始をいたしましたところで、今のところ問題はないと考えておりますが、契約金額のまま支払うことになろうかなというふうには考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再度お尋ねします。

まず、桜のまちのこの事業で住民が主体やというようなことですが、住民主体のボランティアというのであれば町は下支えというようなことで、伐採いたしました木の処分とかあるんですけれども、実際作業自体をもう少し下支えとは言いながら、すべてが諸道具がいるわけですから、愛荘の桜だけじゃなしに、ボランティアというのは住民主体という事業はいくらでもあると思うのですよ。

そのところを住民主体ということを基準に考えていかれるということであれば、町におけるボランティア団体の活動というのは非常に低下すると思うのです。そのあたりをもう一度確認をしたいと思います。

そして、学童の問題につきましては発生前の精算ということでしたので、これは精算されればあとまた再び追加であがってくるという可能性があるというような状況ですから、理解をいたしました。

そして、危機管理の点につきましては、今後も進めていくことですので、ぜひこれほどから辺がどれだけの枚数を持てばよいのかという問題もありますけれども、やはりしっかりとした備蓄を進めていただきたいというのがあります。

それと、実は概要表の方で、いくらめくっても、この項目がわからないのです。概要表の方のどこに書いてあるか教えていただきたいと思います。

そして、先ほどの小学生の放課後、これは非常に大事ですから、今後ひとつよろしくお願いたします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 住民主体という部分の考え方でございますけれども、住民のボランティアをされている方にすべてを任すという意味ではなくて、町の方も同じように活動の中に入るとか、協働を進めるといったことは、その住民主体と行政の下支えという関係の中に含んでいるというふうに考えております。

○議長（竹中秀夫君）　　くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君）　　お答えします。補正予算（第8号）概要の中のページ数はどこだというご質問だと思うのですが、31ページの歳出の款4731防災行政無線放送施設管理事業の備品購入費の減額の176万円という形で、こちらの方に記載しております。以上です。

○議長（竹中秀夫君）　　ほかに質疑ありませんか。2番、村西君。

○2番（村西作雄君）　　補正予算書25ページ、自治会活動保険についてお伺いしたいと思います。

今年1月に活動保険の入札をされたのがホームページで載っていました。その結果を見てますと、どうも1戸当たり400円を切れているんじゃないかなと思います。ずっとこの事業は1戸当たり500円ということで、その半額の250円を各自治会が負担して、あとの250円は町が持つということでずっときていた事業だと思います。

それで、1月に入札されて2月に各集落へ請求書をいただいているんですね。それは同じように250円、250円という予算は各自治会、私も来年区長ですのずっと持っているのは承知しているんですけども、やはり入札結果によって、その半額を自治会が持ってもらおうというようなことは基本だと思うのですね。

それが400円切れた入札結果で翌月に同じ250円を請求されるということは、いかななものかなと。現実に合わせていただいて、毎年1月更新、2月更新でしたら、1月に入札した結果、最高250円だけれども、それ以内であれば半額は町が持ってもらって半額は自治会と、そういうような制度というのですか、ルールというのですか、そういったものを決めていただくべきではないかと思っておりますけれども、その点について、まちづくり協働課長の思いを聞かせていただきます。

○議長（竹中秀夫君）　　まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君）　　自治会活動保険、自治会活動の傷害等の保険事業でございますが、こちらの方につきましては、従前から一世帯当たり250円、1年間ということで事業の方をずっと進めております。

以前にも村西議員の方から近年の保険契約の状況からして、2分の1、約500円を基準としたところの2分の1の基準からいくと250円より下になるのではないかというお話をずっといただいております。

昨今の保険の状況でいきますと、250円というのは2分の1を超えている金額になっ

ておるわけでございますけれども、保険の契約の方が毎年変動している中で、今のところ一定基準として 250 円という金額でお願いをしておるところでございます。

確かに自治会における財政運営と言いますか、自治会の運営状況もいろいろと人口が減っている地域もございます。そういった中でいろいろと検討していく必要もあるかと思っておりますけれども、そういった中で補償の内容であったりとか、そういったことも含めまして今後検討させていただくこともあるかと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 2 番、村西君。

○2 番（村西作雄君） 私が言うのは、1 月にその結果が出ているんだから、その半額を自治会に持ってもらうというルールをしていかないと、いつまでも 250 円というのをそのままおいてもらったら、町は 150 円より少ない金額を負担して、集落に 250 円負担しているということになるんですよ。やはり 1 月に出て 2 月に請求をするのだったら、その半額を請求するというルールにしてもらえないかというお願いですけれども、そうはできませんか。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 今制度上、自治会の活動保険の自治会の負担額というのが 2 分の 1 という積算ではなく、250 円という形になっております。そういった中で自治会の方をお願いをしているという状況になっております。

おっしゃられるのは 2 分の 1 相当にすべきではないのかということやと思うのですが、その部分に関しましては、例えば、補償内容をもう少し見直すであったりとかということも含めて、あと割合に関しましてはもう少し中でも協議していく必要があるかと思っておりますので、そこは今後の検討という形でしていきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑ありませんか。13 番、辰己君。

○13 番（辰己 保君） 13 番、辰己。1 点だけ、この補正予算にマイナンバーに対して補正計上されているわけですが、これは国が促進させた皆さんのマイナンバーカードの保持というところで精算、それを主体にした精算なのか、確認をしておきます。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後 3 時 28 分

再開 午後 3 時 29 分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） お答えいたします。

今ほどおっしゃっていただいた部分につきましては、国庫の歳入の社会保障税番号制度関係の補助金というものと、それから支出で電子計算の事業の中でお支払いをしています負担金というところでの補正の部分ということかなと思っております。

ここにつきましては、J-J I Sの方にお支払いをさせていただいているものでございまして、先ほどおっしゃっていただいた扱う人数なりの量が増えた分の相当として、国から補助金としていただいて負担金としてお支払いするという入りと出の同じ、入ってきた金額を同じように支出として見させていただいているというものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 100%そういうものは国が見るから、だから、入って、そのまま委託しようが何しようが全部充てるが、その個人カードの300万円は、あなた方にマイナンバーカードを保持しなさいよというのが、今年度中にしなさいよというのが国からの指示なんよ、公務員およびその家族は。だから、その事務を委託しているかどうかは別にして、その補正予算かという確認をしているわけです。

○議長（竹中秀夫君） 経営戦略課長。

○経営戦略課長（陌間秀介君） その分としてということではないというふうに理解しております。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧です。29ページですけれども、14目後期高齢者医療費のところ、療養給付費負担金（広域連合）でマイナス797万3000円についてお聞きしたいんですけれども、これは広域連合に療養給付費の負担金として納める分が797万3000円減額になったということだと思っております。かなり大きいので、その理由について答弁をお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（廣瀬 猛君） 後期高齢者分のマイナス分につきましては、医療費と広域連合の方から精算ということでされました関係で、例えば、亡くなっておられる方についての負担金が減ったとか、そういう関係で被保険者数も亡くなった分は引かせてもらってますので、その分で精算として広域連合の方から示された数値でございます。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 愛荘町の現状で、愛荘町の人についての負担金ということ  
ですわね。それで、一般的なそういうことはわかるんですけども、愛荘町の後期高齢  
者の状況がどうだったかということによるマイナス減だと思いますので、ですから、な  
ぜこういう減が生まれたのかということ、答弁を求めます。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時35分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（廣瀬 猛君） 広域連合の方で、当初推計されていた給付費等が変わった  
ということによりまして、その分で愛荘町の分の負担金が減ってきたということでござ  
います。

○議長（竹中秀夫君） 12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） そうしたら、広域連合から、いくらかの金額の指示が当初  
予算の段階であるということかなと思うのですが、知りたいのは、つまり、こう  
いう800万円ほどの減があるので、状況について知りたい。後期高齢者の医療がどうい  
う状況であるのか。決算に準じていますので、どういう状況であったのか。

例えば、医療費を使わなかったとか、安くなったとか、どういうふうこれを計算さ  
れているかわからないのですけれども、そういうことなのかなと思って質問をしている  
わけですし、そういうことでなかったら、そういう説明でいいのですけれども、私とし  
てはそういうふうなことを知りたくて質問しているので、もし、この数字の中にそうい  
うものが含まれている、潜んでいるというのか、そういうようなことが物語られている  
数字であれば、医療費の状況などについて説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 住民課長。

○住民課長（廣瀬 猛君） 広域連合の方からの市町負担金が減ったということの内訳  
ということで、お話をさせていただきます。

まず、医療費の方としまして、広域連合が当初試算しました金額から最終変更された

金額で780万円程度の減額ということになっております。審査支払手数料につきましても12万9,000円ほどの減額、また事務代行手数料としまして2万9,000円の減額ということで、合計としまして先ほど説明させていただきました797万円が減額されております。以上でございます。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに質疑ありませんか。4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** 今の質問に関連しまして、私は回答が少し不親切やなと思いますから、あえて質問するのですけれども、広域連合の療養費、これは要するに当町の後期高齢者がどれだけ医療費を使ったかということですよ。ですから、受診率が下がったのか、あるいは大きな病気が下がったのか、入院が下がったのか、そういうような医療費の分析をしないと、この回答というのは正確ではないと思います。ですから、その点について、しっかりとどういうふうに押さえておられるのか、その点を確認いたします。

**○議長（竹中秀夫君）** 住民課長。

**○住民課長（廣瀬 猛君）** 先ほど質問をいただきました医療費等の関係でございますけれども、当初の予算につきましては広域連合の推計という形で出しております。それに基づいて町の方も予算を計上しているというような状況でございます。

そこと、今の実際の部分がかい離しているということで減額、要因としましては後期高齢者の方の死亡等によります分も多少は含まれております。即、今の医療費とこの負担金が連動するものではございませんので、その点ご了解いただきたいと思います。

**○議長（竹中秀夫君）** これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** ほとんどのところは反対ということではありません。ただ、先ほどのボランティアの考え方、その部分につきまして、私は国の状況を見ておりましても社会保障費が今後大きな負担を占めてくる。そして、町長の冒頭の来年度の予算編成の中におきましても、社会保障費の増大のために財政が硬直化してくるというような説明がありました。

そういった中で、やはり今後求められていくのは公助・自助・共助ということであろうと思いますが、当然現在の町の施策を見ておりましても、やはり集落単位とか、あるいは各種団体とか、そういう社会保障面的なものはやはり自分たちでというように下りてきております。

そういう政策の方向性の中で、先ほどのボランティアに対する見解というのは今後ますます増えてくる中で、我々の意欲を削ぐような展開であるというように思いますので、その点をもって私はこの補正予算案に対して反対をしたいと思います。

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありませんか。7番、高橋君。

**○7番（高橋正夫君）** 議案第18号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）について、賛成討論を行います。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出ともに実績および今後の見込みを的確に把握し、全体として適切な増額や減額の補正を計上されておられます。また、繰越として児童福祉施設において建築基準法で現在求められる基準を満たさない施設の工事、農業の担い手に対し、農業用機械の導入を支援する担い手確保・経営強化支援事業、町内小中学校体育館の非構造部材耐震化工事に対する手続きを適切に行われております。以上のほかにも事業完遂見込みなどによる補正を実施され、各事業の進捗の把握が愛荘町全体として確実に行われていることもわかりました。

本件補正予算は令和2年度の新年度へつなぐ重要な補正でもあります。今後も引き続き適切な予算執行、予算管理をお願いし、議員各位におかれましてもご賛同をお願いいたしまして賛成討論といたします。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに討論はありませんか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 一般会計補正予算に反対討論いたします。

この補正そのものは当然精算というものであって事業残、そういうものが表面化してくるわけです。しかし、そうした事業残、精算に近いものにおいて町民税が2億5,800万円増額補正、そうした中で基金繰入が3億2,622万円、この補正段階で税収が伸びて基金を繰り戻している。すなわち単純に現段階で2019年度の一般会計3億2,600万円の黒字を示しているということになります。

今年度の当初予算では学校支援員の時給、そして介護激励金の削減、また保育園遠足バス助成金廃止、こうしたわずかなものを削ってくる中で、この年度末を迎えています。こうしたことが本当にいいのかということ、私自身はこんなわずかなものを削らなくても十分力があるんだということ、この補正予算が示していることを訴え、同時に町民支援をしっかりと行っていくということを求めて反対討論といたします。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これですべての討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第18号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第19号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第22、議案第19号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

[企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇]

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） それでは、議案第19号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明させていただきます。補正予算書の46ページ以下でご説明をさせていただきます。

令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正といたしまして、第1条におきまして歳入歳出予算の総額については変更はございません。

詳細につきましては事項別明細書で説明をさせていただきます。49ページをお願いいたします。

歳入でございますが、1款財産収入1項財産売払収入1目不動産売払収入につきましては、土地売払収入の実績がないことにより9,000円の減額を行います。

次に、2款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金9,000円につきましては、財源調整のため追加するものでございます。

歳出については変更はございません。

以上、ご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

[「なし」の声あり]

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。



これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第19号 令和元年度愛荘町土地取得造成事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第20号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第23、議案第20号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第20号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、説明させていただきます。議案書の50ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ2,197万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億6,917万円とするものでございます。

事項別明細書の55ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算については、令和元年度末を控え、歳入歳出とも決算見込みを実施し精査した結果を、予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

まず歳入の部でございます。1款国民健康保険税1項国民健康保険税1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数が大きく減少したことなどによる決算見込みにより、現年度および過年度分を合わせて882万3,000円を減額するものでございます。

2目退職者被保険者等国民健康保険税は、決算見込みにより現年度分として25万円を減額するものでございます。

4款国庫支出金2項国庫補助金4目国庫補助金として、社会保障・税番号連携制度システム整備事業補助金として75万4,000円を追加するものでございます。

7款県支出金2項県補助金3目保険給付費等交付金は、一般被保険者療養給付費の増加などにより普通交付金が増額交付される見込みのため950万円を追加するものでございます。

56ページになります。10款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金については、決定もしくは見込みにより合わせて389万円を減額するものでございます。

2項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、前年度繰越金の歳入増に伴い基金取り崩しを行わないため769万9,000円を減額するものでございます。

11款繰越金1項繰越金2目その他繰越金については、前年度繰越金額確定に伴い3,117万9,000円を追加するものでございます。

57ページ、12款諸収入3項延滞金・加算金及び過料1目延滞金については、滞納処分による収納額向上により120万円を追加するものでございます。

58ページです。歳出の部でございます。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費については、システム改修に伴う委託料として113万1,000円を追加するものでございます。

2款保険給付費1項療養諸費1目一般被保険者療養給付費については、県が算定する決算見込みによりまして1,000万円を追加するものでございます。

2目退職被保険者等療養給付費についても、県が試算する決算見込みによりまして200万円を減額するものでございます。

2項高額療養費1目一般被保険者高額療養費についても、県が試算します決算見込みによりまして150万円を追加するものでございます。

59ページになります。10款諸支出金2項基金積立金1目財政調整基金積立金については、前年度繰越金の一部を積み立てるために1,134万円を追加するものでございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 13番、辰己。国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、反対します。

この補正予算は前年度繰越金が3,100万円計上され、財調に関しては1,900万円、当初予算から比較して1,900万円が繰り戻し、繰り入れ、こうしたことが行われています。とりわけ、基金繰戻額だけでもおおむね15歳までの義務教育、就学までの子の均等割総額に匹敵します。私は国がやるべき仕事とって逃れるのではなく、本町がここに手を付けるまで最後まで子どもの均等割の廃止を求めていくということを、しかもその財源がしっかりあるということを、この場で改めて指摘をしておきます。

同時に、国保は年金生活者や低所得者など弱者が加入する、そのために国民健康保険税の負担が重く滞納をしていかざるを得ない、払いたくても払えない、こういう環境に追いやられ、それに追い打ちをかけるように延滞金が120万円計上されています。所得に関係なく課税される仕組み、制度があるから所得の能力を超えて税負担を余儀なくされる。その余儀なくされたために滞納、滞納による延滞金、賦課、このように悪循環を繰り返す国保被保険者を、安心して医療が受けられる支援を講じるのが行政の仕事です。

名実ともに国民皆保険制度、これが実効あるものにしていく、このことが喫緊の課題です。そのための責務、行政に果たしていただくことを強く強く求めて反対討論といたします。

**○議長（竹中秀夫君）** 次に賛成討論はありませんか。4番、西澤君。

**○4番（西澤桂一君）** この補正予算に賛成する立場から討論を行います。

今回の補正予算につきましては、年度末を見据えた国保税の収納見込みや保険給付費等交付金および繰入金の額の確定をはじめとする歳入の精算ならびに一般被保険者療養給付費・高額療養費の決算見込みによる歳出の精算および今後の支出への備えが行われものでありまして、そういった意味で非常にわかりやすいような状況のものであり、ぜひとも皆さまの賛成をお願いするものであります。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第20号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

---

◎議案第21号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第24、議案第21号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題にします。

本案について提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

[福祉担当政策監 岡部得晴君登壇]

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第21号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について説明させていただきます。議案書60ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ22万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,759万4,000円とするものでございます。

事項別明細書の65ページをお願いしたいと思います。今回の補正予算については、令和元年度末を迎えまして歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

まず、歳入の部でございます。1款保険料1項後期高齢者医療保険料1目特別徴収保険料は、被保険者数の減少により135万5,000円を減額するものでございます。これについては、当初2,419人を見込んでいたのが2,300人程度になっているということでございます。2目普通徴収保険料は、滞納繰越額の確定に伴い13万9,000円を追加するものでございます。

2款使用料及び手数料1項手数料1目総務手数料は、督促手数料の決算見込みにより6,000円を追加するものでございます。

4款繰入金1項一般会計繰入金1目事務費繰入金は、決算見込みにより7万3,000円を減額するものでございます。2目保険基盤安定繰入金は、後期高齢者医療広域連合の増額決定によりまして54万4,000円を追加するものでございます。

5 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金は、前年度繰越額確定に伴い 51 万 8,000 円を追加するものでございます。

66 ページ、歳出の部でございます。1 款総務費 2 項徴収費 1 目徴収費については、財源更正でございます。

2 款広域連合納付金 1 項広域連合納付金 1 目広域連合納付金については、市町村負担額が確定したことにより 22 万 1,000 円を減額するものございます。

以上、ご審議いただきますようよろしくお願いいたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありますか。13 番、辰己君。

**○13 番（辰己 保君）** 13 番、辰己です。申し訳ないですが、この補正予算そのものを論じる前に、私たちが後期高齢者医療制度における広域連合そのものの動きが全くわからない。

それで家に届いた『滋賀<sup>プラス</sup> + 1』、この資料によって「後期高齢者医療制度の保険料率の改定のお知らせ」と、こういうものしか、しかも何もわからないけれども、この補正が県の連合会で決まったことがこのまま我が町の当初予算であり、年度内の補正予算、こういうものに現れてくるわけです。

そこで、広域議会に行っておられるのが有村町長だと思うのです。そこで、我が町の高齢者の後期高齢者医療の実態をどのように把握されて、その議会でどのようなことを訴えられているのか。そうしたことをお聞かせいただきたいと思います。

---

**○議長（竹中秀夫君）** 暫時休憩といたします。

休憩 午後 4 時 04 分

再開 午後 4 時 23 分

**○議長（竹中秀夫君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

**○議長（竹中秀夫君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** お答えを申し上げます。

県で全体の部分で言っているところでもございますけれども、この 7 期もこれからというところでございますが、やはり後期高齢の医療費が確かに上昇していくというところ、町としましては現状のところ、他の市町に比べれば高齢化率がまだ抑制していると、

ただ、これから愛荘町も徐々に追いかけていながら高齢化率も増していくというところでもございますので、そんな点では全体の議論としては、この医療費の上昇ということを抑制をしていかねばならないと、すなわち予防にしっかりと取り組んでいくということが、それぞれ市町で重要であり、また全体の団塊の世代の方々が、これから後期高齢に入っ  
てこられる中においては、やはりこの医療費の抑制ということをより努めていかねばならないというのが全体としての市町の声であり、全体の議論であるというところがございます。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑を終わります。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。12番、瀧君。

○12番（瀧 すみ江君） 12番、瀧 すみ江。議案第21号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算に対し、反対します。

この補正予算は事務費の精算ですが、決算に準じるものですので、後期高齢者医療制度そのものについて論じたいと思います。後期高齢者医療事業は、県広域連合によって運営され町民の声はもとより町議会でもチェックできなくなっています。

県広報誌『<sup>プラス</sup>滋賀 + 1 (184号)』に後期高齢者医療制度の被保険者保険料改定が掲載されていまして。令和元年度被保険者均等割4万3,727円から令和2年度4万5,512円になり、所得割は令和元年度8.26%が令和2年度8.7%に引き上げられるということです。

広報誌による情報しか保険料の引き上げを知ることができません。広域連合議会の報告を義務付ける議会改革が必要です。後期高齢者医療事業は低所得者保険料軽減の措置として特例軽減が行われています。その特例軽減措置は、所得33万円以下では、平成30年度8割5分軽減が令和1年度には7割5分に減らされています。また、所得80万円以下は、平成30年度9割軽減が令和1年度は8割の軽減措置に減らされています。特例措置は、令和2年度に所得80万円以下7割軽減に統一されます。補正予算だけではとらえられない部分です。

先ほどの一般会計補正予算（第8号）の中にも広域連合に納める療養給付費負担金がありましたが、広域連合が試算したものとのことで、それを見ても我が町の後期高齢者医療の現状はわかりません。後期高齢者医療制度は高齢者を独立保険に切り離し、保険

料負担を押しつけることで、保険料の値上げを我慢するか、医療の縮小を我慢するかの選択を、高齢者の実態を無視した制度改悪が行われているこのことを示して反対討論いたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） この補正予算（第2号）につきまして、賛成する立場から討論を行います。

確かに都道府県ごとに設置されました後期高齢者医療広域連合を主体として運営しております。都道府県ごとに運営されており、市町村におきましては窓口業務だけということで、非常にわかりにくいというシステム上の不安はありますけれども、今回のこの補正予算に関しましては、被保険者の減少に伴う保険料の減額や保険基盤安定繰入金金の決定に伴う増額などを精査されたものであります。

至って明確な理由によるものでありますので、賛成する立場から討論をさせていただきました。よろしくご理解のほどお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第21号 令和元年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（竹中秀夫君） ここで、本日の会議は議事の都合により、あらかじめ延長を行います。

---

### ◎議案第22号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第25、議案第22号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

○福祉担当政策監（岡部得晴君） それでは、議案第22号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について説明をさせていただきます。議案書67ページをお開きいただきたいと思います。

令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正 第1条 歳入歳出の予算の総額から歳入歳出それぞれ1,618万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億7,694万3,000円とするものでございます。

事項別明細書の73ページをお開きいただきたいと思います。今回の補正予算については、令和元年度末を控え、歳入歳出とも決算見込みを実施し、精査した結果を予算措置しようとするため補正をお願いするものでございます。

歳入の部、1款保険料1項介護保険料1目第1号被保険者保険料は、1節の現年度分として特別徴収対象者数が増加、普通徴収対象者数が減少見込みであるため、合わせて18万5,000円を追加し、2節滞納繰越分として滞納額対象者数の確定見込みによりまして32万円を追加するものでございます。

3款国庫支出金1項国庫負担金1目介護給付費負担金は、負担金の減額見込みにより現年度分として158万3,000円を減額するものでございます。

2項国庫補助金1目調整交付金は、交付金の減額見込みによりまして現年度分として39万8,000円を減額するものでございます。

4目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、交付金の減額見込みによりまして現年度分として27万9,000円を減額するものです。

5目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、交付金の減額見込みにより現年度分として94万7,000円を減額するものです。

74ページになります。4款支払基金交付金1項支払基金交付金1目介護給付費交付金は、交付金の減額見込みにより現年度分として214万5,000円を減額するものです。

2目地域支援事業支援交付金は、交付金の減額見込みにより現年度分として102万1,000円を減額するものです。

5款県支出金1項県負担金1目介護給付費負担金は、負担金の減額見込みにより現年度分として99万7,000円を減額するものです。

2項県補助金2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、交付金の減



額見込みにより現年度分として13万9,000円を減額するものです。

3目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、交付金の減額見込みにより現年度分として47万3,000円を減額するものです。

8款繰入金1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金は、給付費の減額見込みにより現年度分として98万9,000円を減額するものです。

2目その他一般会計繰入金は、事務費の減額見込みにより358万8,000円を減額するものです。

75ページになります。4目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、包括的支援事業・任意事業の減額見込みにより現年度分として14万円を減額するものです。

5目低所得者軽減対策公費負担繰入金は、低所得者軽減対策事業の負担額確定によりまして現年度分として12万7,000円を減額するものでございます。

6目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）は、介護予防・日常生活支援総合事業の減額見込みによりまして現年度分として47万4,000円を減額するものです。

2項基金繰入金1目介護給付費準備基金繰入金は、給付費の減額見込み等により339万2,000円を減額するものです。

76ページ、歳出の部に移ります。1款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、一般管理事業および地域包括支援センター事業の決算見込みにより42万7,000円を減額するものです。

3項認定審査会費1目認定審査会費については、事業の決算見込みによりまして28万2,000円を減額するものです。

2目認定調査等費については、事業の決算見込みにより90万円を減額するものでございます。

77ページ、4項運営協議会費1目運営協議会費については、運営協議会費の決算見込みによりまして188万6,000円を減額するものです。

5項趣旨普及費1目趣旨普及費については、事業の決算見込みによりまして9万3,000円を減額するものです。

2款保険給付費1項介護サービス等諸費3目地域密着型介護サービス給付費については、給付費の決算見込みによりまして687万円を減額するものでございます。

9目居宅介護サービス計画給付費についても51万円を減額するものでございます。

78ページ、2項介護予防サービス等諸費1目介護予防サービス給付費については、給付費の決算見込みによりまして64万円を減額するものでございます。

3目地域密着型介護予防サービス給付費についても26万円を減額するものでございます。

5目介護予防福祉用具購入費についても5万円を減額するものでございます。

7目介護予防サービス計画給付費についても17万円を減額するものでございます。

3項高額介護サービス等費1目高額介護サービス費については、対象件数や1件当たりの給付費の増加による決算見込みによりまして85万2,000円を追加するものでございます。

79ページ、4項高額医療合算介護サービス費1目高額医療合算介護サービス費については、対象件数の減少による決算見込みによりまして8万円を減額するものでございます。

5項その他諸費1目審査支払手数料については、給付件数の決算見込みによりまして10万円を減額するものでございます。

6項特定入所者介護サービス等費1目特定入所者介護サービス費については、決算見込みにより11万円を減額するものでございます。

4款地域支援事業費2項包括的支援事業・任意事業6目任意事業費については、任意事業の決算見込みにより52万3,000円を減額するものでございます。

80ページ、9目認知症総合支援事業費については、認知症総合支援事業の決算見込みによりまして13万円を減額するものでございます。

10目地域ケア会議推進事業費については、事業の決算見込みによりまして8万9,000円を減額するものです。

3項介護予防・生活支援サービス事業費1目介護予防・生活支援サービス事業費（第1号事業）については、介護予防・生活支援サービス事業の決算見込みによりまして265万円を減額するものでございます。

2目介護予防ケアマネジメント事業費については、事業費の決算見込みによりまして36万円を減額するものでございます。

81ページ、4項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費については、事業費の決算見込みにより77万6,000円を減額するものでございます。

6 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金 1 目第 1 号被保険者保険料還付金については、保険料の還付の決算見込みによりまして 15 万円を減額するものでございます。

7 款の予備費につきましては財源更正でございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。12 番、瀧君。

○12 番（瀧 すみ江君） 12 番、瀧 すみ江です。議案第 22 号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）に対して反対します。

補正第 5 号は年度末補正で決算に準じる精算された補正予算です。年度末精算は保険給付費そして地域支援事業費です。どちらも介護保険制度が住民サービスを提供しているかの試金石となります。

国は要支援 1・2 の訪問サービスと通所サービスを介護制度から外し、総合事業として地方に丸投げしました。2018 年度からは利用者に 3 割負担の導入をし、自立支援重度化防止の保険者機能強化や我が事・丸ごと共生社会の推進により、介護保険料は支払うサービスは受けられないが、サービス料を減らさなければならない仕組みをつくりました。

要介護者をできる限りつくらないとの目標で、介護予防の充実を図らなければなりません。また、在宅介護を目指す制度にふさわしい支援体制が必要なのに後景に追いやられています。介護保険事業特別会計の財源が不足するという見通しで、当初予算で介護給付費準備基金繰入金 359 万 9,000 円を計上していますが、実際は 20 万 7,000 円のみ繰り入れで 339 万 2,000 円の余剰が生まれていることが、先に申し上げた必要なサービスを受けられない介護保険制度になっていることを示しているのではないのでしょうか。

介護給付費準備基金は保険料引き下げの財源にも使ってもいいことになっているのですから、今策定されている第 8 期計画の介護保険料の決定に反映していただくことを進言して、反対討論といたします。

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。4 番、西澤君。

○4 番（西澤桂一君） 4 番、西澤です。賛成する立場から討論を行います。

高齢者が尊厳をもって自立した生活を続けられるように介護を社会全体で支えるための介護保険制度は、今やなくてはならない制度になってきております。また、本年度は第7期介護保険事業計画の2年目であり、一人ひとりに目が行き届く地域包括ケアシステムの進化、推進を基本方針とするとともに、「予防・介護・医療・生活支援・住まいと生活環境・生きがいや余暇」の6つの分野について、充実しながら事業展開がなされております。今後ますます高齢化が進展することにより要介護認定者が増加し、介護サービスに頼らなければならない高齢者が増える状況が伺えます。

今回の補正は、年度末を迎え不用となった事務経費の減額および実績見込みによる各サービス給付費の精査がなされ、また、それに伴う国・県・支払基金からの負担金や交付金、町からの繰入金を、それぞれの負担割合に応じて調整がされたものであります。全体的には介護予防事業効果などから介護認定者数や保険給付費が計画されている値までにとどまっている状況であることは評価できるものであります。

今後も引き続き必要なサービスの提供体制の充実と介護予防事業を一層推進していただくことをお願いし、第5号補正予算に賛成するものであります。皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立多数です。よって、議案第22号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決しました。

---

### ◎議案第23号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 日程第26、議案第23号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第23号 令和元年度愛荘町下水

道事業会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。補正予算書の83ページをお願いいたします。

第1条 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和元年度愛荘町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正をします。収入、下水道事業収益補正予算額1,279万円の追加。支出、下水道事業費用補正額904万4,000円の追加。

第3条 令和元年度愛荘町下水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次の通り補正をする。資本的収入補正額2,090万2,000円の減額。資本的支出補正額622万4,000円の減額。

めくっていただきまして、88ページにつきましてはキャッシュ・フローの計算書、89ページは給与費明細書になります。90ページにつきましては貸借対照表になります。

92ページをお願いします。補正予算の実施計画よりご説明を申し上げます。

収益的収入及び支出ということで収入でございます。1,279万円の主なものについてご説明をさせていただきます。

1目の下水道の使用料1節下水道使用料1,701万5,000円の減額。2目の他会計補助金1節他会計補助金492万2,000円の減額、これは一般会計の繰入金でございます。3目の長期前受金戻入1節国庫補助金長期前受金戻入1,507万1,000円の追加、4節他会計繰入金長期前受金戻入1,659万5,000円の追加になります。

次に、支出の部でございます。補正額904万4,000円の主なものについて説明をさせていただきます。

2目の総経費7節報償費787万4,000円の減額、これは受益者分担金及び負担金一括納付報奨金でございます。3目の流域下水道管理運営費負担金1節負担金1,000万円の減額、これは琵琶湖流域下水道維持管理負担金でございます。4目の減価償却費1節有形固定資産減価償却費4,491万7,000円の追加、これは構造物、機械及び装置等減価償却費でございます。

めくっていただきまして、2目の消費税及び地方消費税1節消費税及び地方消費税1,694万9,000円の減額でございます。

続きまして、資本的収入及び支出でございます。2,090万2,000円の主なものにつきまして説明をさせていただきます。2目の他会計補助金1節他会計補助金1,461万1,000

円の減額、これは一般会計の繰入金でございます。1目の受益者分担金1節受益者分担金 699万8,000円の減額でございます。1目の受益者負担金1節受益者負担金 70万7,000円の追加でございます。

続きまして、支出になります。96ページをお願いいたします。1目の管渠築造費1節委託料 100万円の減額、これは測量設計業務委託料でございます。3節補償費 114万7,000円の減額、これは上水道の補償費でございます。2目の流域下水道建設費1節負担金 407万7,000円の減額、これは琵琶湖流域下水道事業負担金でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議案第23号 令和元年度愛荘町下水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決しました。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後4時53分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま議提1件が提出されました。これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議提1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎議提第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1、議提第1号 予算・決算特別委員会の設置についてを議題にします。

提案者の説明を求めます。7番、高橋正夫君。

〔7番 高橋正夫君登壇〕

○7番（高橋正夫雄君） 議提第1号 予算・決算特別委員会の設置について。

上記の議案を、愛荘町議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

令和2年3月6日

提出者 愛荘町議会議員 高橋正夫

賛成者 愛荘町議会議員 西澤桂一

賛成者 同 森野 隆

賛成者 同 村田 定

賛成者 同 伊谷正昭

愛荘町議会議長 竹中秀夫様

予算・決算特別委員会の設置について

次のとおり、予算・決算特別委員会を設置するものとする。

記

- 1、名称 予算・決算特別委員会
- 2、設置の根拠 地方自治法第109条および愛荘町議会委員会条例第5条
- 3、目的 新年度予算ならびに前年度決算を総合的かつ詳細に検討する必要があるため
- 4、設置期限 1年間
- 5、定数 議長を除く13人

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。はじめに反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 次に賛成討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 討論なしと認めます。

これより議提1号を採決します。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹中秀夫君） 起立全員です。よって、議提第1号 予算・決算特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後4時55分

再開 午後4時58分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。ただいま選任1件・報告1件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、選任1件、報告1件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

### ◎選任第1号の上程、説明

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第1号、選任第1号 予算・決算特別委員会委員の選任についてを議題にします。

お諮りします。特別委員会委員の選任については、愛荘町議会委員会条例第6条第4項の規定により議長において指名をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名します。予算・決算特別委員会委員については、議長を除



く全議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、選任第1号、予算・決算特別委員会委員の選任については、ただいま指名しましたとおり選任することに決定しました。

---

#### ◎報告第1号の上程、報告

○議長（竹中秀夫君） 追加日程第2号、報告第1号 予算・決算特別委員会の正副委員長報告についてを議題にします。

委員会で互選の結果、予算・決算特別委員会委員長に伊谷正昭君、副委員長に高橋正夫君、以上のとおり互選されましたので、報告します。

---

#### ◎議案第24号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（竹中秀夫君） 日程第27、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。総務担当政策監。

〔総務担当政策監 上林市治君登壇〕

○総務担当政策監（上林市治君） それでは、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算についてご説明をいたします。まず、ピンク色の予算書1ページでございます。

令和2年度愛荘町一般会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ95億8,000万円と定める。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 債務負担行為 地方自治法第214条の規定により債務を負担することはできる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条 地方債 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条 一時借入金 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定める。

第5条 歳出予算の流用 地方自治法第220条第2項但書の規定により歳出予算の

各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号 各項に計上した給料、職員手当及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一管内でのこれらの経費の各項の款の流用でございます。

上記の議案を提出するものでございます。

それでは、予算書8ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為」をご説明します。滋賀県信用保証協会小規模企業者小口簡易資金保証債務損失補償として令和3年度から令和14年度まで限度額160万円の範囲内で損失を補償するものでございます。

続きまして、9ページの「第3表 地方債」でございます。起債の目的、限度額につきましては、臨時財政対策債2億8,200万円、公共事業等債2,760万円、地方道路等整備事業債2億9,500万円、緊急防災減災事業債3億4,460万円、学校教育施設等整備事業債6,540万円、合計10億1,460万円を限度額として借り入れ、記載の方法は証書借入、利率は5%以内、償還の方法は予算書に記載のとおりでございます。

次に、歳入歳出予算の詳細につきましては、予算特別委員会等に置きまして所管課長から事項別明細書および予算概要資料によりまして説明をいたしますので、私からは令和2年度当初予算の概要により説明をさせていただきますので、当初予算の概要版の方をお願いいたします。

今回の別冊予算概要の1ページでございます。まず、令和2年度の当初予算の考え方でございますけれども、昨日も町長の提案説明等ございましたので、多少重複するところもございます。

まず1点目としまして、総合計画の2年目となる令和2年度において、総合計画に基づき重点戦略である「ひとづくり」、「しごとづくり」、「まちづくり」プロジェクトの実施に必要な施策に対し重点的に予算を配分いたしました。

2点目としまして、健康寿命の延伸がそれぞれの人生にとって、町の活力にとっても重要であることを踏まえ、ライフステージに応じた健康づくりを推進します。また、基礎的な学力を身につけ、子どもが自らの目標に向かって将来を切り拓いていける力を養うための学習環境の創出など、学力向上に向けた取り組みを行います。

3点目として、ICT等の活用した町の魅力発信、また安心・安全なまちづくりの実現に向け、防災・減災対策を推進します。地域生活において自治会組織の果たす大きな役割に鑑み、自治会の活性化に向けた施策を推進します。

4点目として、まちなかの賑わいの創出や生活利便性を向上させるため、道路整備事

業の実施および土地改良施設大規模改修計画の策定を行います。

5点目として、持続可能なまちづくりの確保、住民サービスの維持向上および効果的・効率的な行政運営のため、行政機能の配置の最適化に関する具体的方策を取りまとめるとともに、財政健全化への取り組みも着実に進めます。

次、概要の2ページをお願いいたします。

令和2年度予算規模は、一般会計 95 億 8,000 万円で前年度当初比 6 億 3,600 万円、7.1%の増でございます。

特別会計は、土地取得造成事業特別会計など4つの特別会計で総額 34 億 5,869 万 6,000 円で、前年度当初比 2,430 万 5,000 円、0.7%の増となっております。

令和元年度から公営企業会計となった下水道事業は 19 億 3,297 万 2,000 円で、一般会計4会計合計と公営会計企業を合わせた総額は 149 億 7,166 万 8,000 円となっております。

次、3ページでございます。上段に普通会計決算にかかる財政指標を記載しておりますが、平成30年度の経常収支比率は、法人税割の収入等によりまして 94.4%と、一時的な収入により前年度に比べますと若干改善はいたしております。

一方、将来負担比率につきましては、15.5%と増加しております。将来負担比率につきましては、昨年9月の決算の概要で少し説明をさせていただいておりますけれども、簡単に申し上げますと、地方債、いわゆる借入金などを現在抱えている負債の大きさを財政規模に対する割合で表したもので、一般的には 350%がイエローカードと呼ばれております。下段には当初予算規模の年度別状況を記載しております。

次に、一般会計の予算概要について説明をいたします。4ページ、歳入からでございます。

まず、町税につきましては、一般会計歳入では自主財源の大部分を占める町税収入については 30 億 7,691 万円、前年度比 1 億 4,962 万円、5.1%増で見込みました。我が国の経済は穏やかな回復傾向にあり、雇用所得環境が改善して地方や中小企業にも少し好環境が波及しつつある中で、個人町民税は対前年度 2,036 万円増の 10 億 6,646 万円となり、法人町民税においても 8,313 万円増の 2 億 8,375 万円で、特に法人税割が 69%増を見込んでおります。

また、固定資産税は、土地・家屋・償却資産で増加を見込み 3,900 万円増の 15 億 7,700 万円を見込みました。

軽自動車税は、性能が向上している軽自動車への買い替えによる台数増や環境性能割を合わせて 513 万円、6.8%増の 8,070 万円、たばこ税は、健康志向の高まり等により売り上げ本数は減少傾向にある一方で、税率の引き上げなど 200 万円増の 1 億 2,900 万円を見込んでおります。

次、5 ページでございます。町税の年度別推移でございます。概ね 30 億円前後の推移となっております。

次、6 ページをお願いいたします。歳入の一覧の中で特に増減金額の大きなものの比較を 7 ページに記載をしておりますので、順次ご説明を申し上げます。

6 ページでございますが、まず、町税の 4 ページでご説明申し上げたとおり、個人住民税の所得割、法人町民税法人税割および固定資産税で 1 億 4,962 万円の増、法人税率の引き下げによる財源措置として今年度から新たに法人事業税交付金が創設され 3,455 万 3,000 円の増、地方消費税交付金では昨年 10 月から消費税増税により 7,484 万 7,000 円の増、普通交付税では幼児教育・保育の無償化や会計年度任用職員制度の施行に伴う経費の増により基準財政需要額が増加することから 1,800 万円の増を見込み、また分担金及び負担金では幼児教育・保育の無償化に伴う保育料保護者負担金の減少等により総額 6,267 万 4,000 円の減、使用料及び手数料では幼児教育・保育の無償化に伴う町立保育園保育料および幼稚園保育料の減等により 4,652 万 1,000 円の減、国庫支出金では愛知中学校大規模増改築事業の財源である学校施設環境改善交付金など 1 億 8,558 万 8,000 円の増、県支出金では土地改良施設整備事業や農地整備事業の財源である土地改良事業補助金など 6,617 万 5,000 円の増、繰入金では基金繰入金として財源不足を補うため財政調整基金を 3 億 641 万 4,000 円、合併特例基金 1 億円、がんばる愛荘町まちづくり基金 4,900 万円を取り崩す見込みでございます。

また、地方債では緊急防災・減災事業債を活用した防災行政無線システム整備工事、学校教育施設整備事業債を活用した愛知中学校大規模改築事業等により 4 億 9,180 万円の増となっております。

次に、8 ページをお願いいたします。目的別の歳出概要でございます。増減の金額の大きなものでございます。

まず、議会費では議会放映システム関連機器更新業務の増等により 669 万 1,000 円増、総務費は情報系パソコン更新業務の増、愛知川庁舎耐震補強 LED 化改修事業やホームページリニューアル業務の減等により総額で 1,618 万 6,000 円の減、民生費では障

害者自立支援給付事業、町内民間保育所入所事業および放課後児童健全育成事業の増等により総額で6,934万円の増、衛生費では湖東広域衛生管理組合負担金や彦根愛知犬上広域行政組合負担金の増により総額3,854万1,000円の増となっております。

次、農林水産業費では土地改良施設整備事業や土地改良施設大規模改修計画策定委託業務等の増により総額4,235万4,000円の増、商工費では伝統産業会館管理運営委託事業の減等により総額1,584万6,000円の減、土木費では町道愛知川栗田線道路改良移転補償費の増、宇曾川にかかる歌詰橋耐震補強工事に伴う豊郷町への建設事業負担金の減等により総額3,002万8,000円の減、消防費では防災行政無線システム整備工事の増等により総額3億6,050万5,000円の増、教育費では愛知中学校等大規模増改築事業の増により総額1億5,783万9,000円の増となっております。

次、9ページ、性質別内訳を記載しております。

まず、人件費につきましては、令和2年度からの会計年度任用職員制度の施行に伴う増等により3億3,817万7,000円の増となっております。これまで臨時嘱託職員は物件費として整理がなされておりましたが、今後は人件費として計上することになります。また、会計年度任用職員制度の施行に伴い、約5,100万円の増となっております。

扶助費については、障害者自立支援給付事業や町内民間保育所入所事業の増により4,351万5,000円の増、物件費については会計年度任用職員に伴う臨時嘱託職員関係経費を人件費に計上したことによる増額、基幹系パソコン更新業務およびホームページリニューアル業務の減により総額で2億3,459万3,000円の減となっております。

次、補助費等につきましては、湖東広域衛生管理組合負担金事業・彦根愛知犬上広域行政組合負担金事業の増等により7,164万1,000円の増、普通建設事業費では防災行政無線システム整備工事・愛知中学校等大規模増改築事業増により3億9,318万3,000円の増となっております。

続きまして、10ページをお願いいたします。基金の推移でございます。

まず、表の一番下の下段、合計で説明させていただきます。上の財政調整基金から下の合併振興基金まで12基金の平成30年度末の残高は48億7,820万4,000円で、新たに森林環境譲与税基金を追加した令和元年度中の基金では1億738万円を取り崩し、1億3,309万2,000円を積み立てて、令和元年度末残高は49億391万6,000円の見込みでございます。

次、令和2年度の予算では4億5,541万4,000円を取り崩し、6,413万3,000円を積

み立てて令和2年度末残高を45億1,263万5,000円と見込んでおります。

4億5,541万4,000円の取り崩しにつきましては、財政調整基金で3億641万4,000円、合併振興基金で1億円、がんばる愛荘町まちづくり基金で4,900万円を取り崩す予定でございます。

11ページには令和2年度に特定目的基金を充当する事業として、合併振興基金およびがんばる愛荘町まちづくり基金の充当する事業について記載をさせていただいております。

また、下段につきましては特別会計基金で、令和2年度末の基金残高は国民健康保険財政調整基金で1億3,488万4,000円、介護保険給付金準備基金で7,485万円を見込みました。

次、12ページ、一般会計基金および特別会計基金の年度別残高の推移で令和2年度末の基金残高は、合計で対前年度末3億9,210万4,000円の減の47億2,236万9,000円と見込んでおります。

次、13ページでございます。一般会計と下水道会計の地方債残高でございます。令和2年度末の地方債残高は一般会計は118億2,389万4,000円、下水道事業会計は82億2,365万4,000円で対前年度末1億2,943万4,000円の減、合計200億4,754万8,000円を見込んでおります。

下段には一般会計の令和2年度に借入予定の地方債名および充当事業を記載しております。

次、14ページをお願いいたします。地方債の年度別残高の推移を記載しておりますが、概ね200億円前後で推移をしているところでございます。

15ページでございます。予算編成の基礎数値を記載しておりますが、下段の町職員の中では今年度から会計年度任用職員を追記しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

次、16ページから23ページでございますけれども、重点施策の取り組みについて記載しております。

まず、16ページでは子ども子育て環境の充実、それから17ページから18ページでは学力向上教育環境の充実、19ページでは健康寿命の延伸、20ページでは高齢者の活躍、21ページでは安全で安心なまちづくり、22ページから23ページでは持続可能なまちづくりの推進についての取り組みを記載しておりますので、ご覧いただきたいと思

います。

恐れ入りますが、再度ピンク色の予算書の方にお戻りいただきたいと思います。予算書の138ページでございます。給与費の明細書として特別職を、139ページから143ページは一般職の明細書を添付しております。

また、144ページからは債務負担行為で当該年度以降の支出予定額等に関する調書を、148ページは地方債の年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

以上、令和2年度当初予算の概要説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。13番、辰己君。

**○13番（辰己 保君）** 令和2年度の当初予算の考え方を示されて、特に町長自ら趣旨説明また一般質問に答えているという形です。その中で特に重点施策として上げている基礎的な学力を身に着け、子どもが自らの目標に向かって将来を切り開いていける力を養うための学習環境の創出などに取り組むとしてリーディングスキル、基礎的読解力スキルアップとか、そういうことで示されているんですが、具体的な取り組みをお示しいただきたいと思います。

また、ウォーカーブルタウン創造事業に3,362万円計上されています。この事業は車中心のライフスタイルから歩いて暮らせるまちづくりへと方向転換を図る目的の事業です。都市なら想像できるわけですが、本町にどのように適応させようとしているのか、また令和2年度にはそのためにどのような事業を展開されるのか、お聞かせいただいております。

**○議長（竹中秀夫君）** 町長。

**○町長（有村国知君）** お答え申し上げます。

児童一人ひとりの基礎的読解力を高め等々を記させていただいている重点のところにもございますけれども、リーディングスキルテストということを取入れてまいります。詳細の部分に関しましては、また教育を担っておりますその担当の者からご報告をさせていただきたいと思っておりますが、特に学校の図書館等々も含めて、今回子どもたちがより図書読解力を高めるような環境を整備していこうということで取り組んでいくものでございます。

また、もう1点、ウォーカーブルタウン創造事業、こちらも現在、ウォーカーブルタウン

というのが全国でネットワークとしても、この事業を進めているそれぞれ自治体がございます。現在、愛荘町もその中の1つに登録を今しております。そして、より車からウォーカブルということで、歩いていけるというような環境も創造していくというところでございますが、さまざまな人の交流がなされていくようなリアとして、より力を入れていきたいというような思いでもございます。

こちらも文章を見ていただくとおりでもございますけれども、さまざまな取り組みの中で1つとしましては、県で初めてとなる「人の歩行者の流動調査」という形も非常に現代的な技術もございます。こういうものも取り入れていって実態、愛荘町に訪れていただいている方々がどのような動きをしてくださるかということも底流的に見ていくということも大変重要であるなというふうにも思っております。

今後、ご提案しております当初予算、さまざま意欲的な取り組みも入れておりますので、改めて質問等々をいただきながら、またご報告・ご説明をさせていただきたいというふうに存じております。

**○議長（竹中秀夫君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** これで質疑を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算を予算・決算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第24号 令和2年度愛荘町一般会計予算は予算・決算特別委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第25号の上程、説明、質疑、委員会付託

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第28、議案第25号 令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。企画担当政策監。

〔企画担当政策監 藤塚雅徳君登壇〕

**○企画担当政策監（藤塚雅徳君）** それでは、令和2年度愛荘町土地取得造成事業特別



会計予算をご説明申し上げます。ピンク色の予算書 149 ページをお願いいたします。

令和 2 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算、令和 2 年度愛荘町の土地取得造成事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算 第 1 条におきまして歳入歳出予算総額は歳入歳出それぞれ 1 万円と定めるところでございます。

事項別明細書で簡潔にご説明申し上げます。154 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、1 款財産収入 1 項財産売払収入といたしまして、土地売り払い収入といたしまして 9,000 円を見込んでおります。

続きまして、その下、1 節預金利子といたしまして 1,000 円を計上しているところでございます。

続きまして、歳出、155 ページでございますが、土地の改良区賦課金として 9,000 円を計上しているほか、繰出金といたしまして 1,000 円を計上しているところでございます。

以上、土地取得造成事業特別会計当初予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

**○議長（竹中秀夫君）** これより議案第 2 5 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第 3 9 条第 1 項の規定により、議案第 2 5 号 令和 2 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算を総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第 2 5 号 令和 2 年度愛荘町土地取得造成事業特別会計予算は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎議案第 2 6 号～第 2 8 号の上程、説明、質疑、委員会付託

**○議長（竹中秀夫君）** 日程第 2 9、議案第 2 6 号 令和 2 年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から日程第 3 1、議案第 2 8 号 令和 2 年度愛荘町介護保険事業特別会

計予算までを一括議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。福祉担当政策監。

〔福祉担当政策監 岡部得晴君登壇〕

**○福祉担当政策監（岡部得晴君）** それでは、議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算について説明させていただきます。ピンク色の予算書の156ページをお願いいたします。

令和2年度愛荘町の国民健康保険事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億8,443万9,000円と定めるものとございます。

第2条では歳出予算の流用について定めるものです。

以下、歳入歳出予算の詳細については、教育民生常任委員会におきまして所管の課長から説明させていただきますので、私の方からは概要書の方で概要のみ説明させていただきますので、概要書の242ページの方をお願いしたいと思います。

まず、事業の目的と事業の概要でございませう。

昭和36年に創設された国保制度は、国民皆保険の役割を担っております。平成30年度からは滋賀県が国民健康保険事業の財政運営の責任主体として安定的な財政の運営など国保運営において中心的な役割を担っており、医療給付や介護納付金などを支払い、その財源としては国や県の公費と市町からの納付金により運営がなされております。

町は県が定めた納付金を納めるために、県から示された標準保険料率を参考に保険税率を決定し、賦課徴収を行うほか、地域に密着した事業を行っております。令和2年度の保険税率については、国民健康保険事業の運営に関する協議会の答申を尊重いたしまして、保険税率を据え置くことといたしました。

保健事業では、特定健康診査等実施計画およびデータヘルス計画に基づきまして、生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的に、特定健康診査および特定保健指導を実施いたします。このことが被保険者の健康と医療費全体を抑えることとして、啓発と実施率の向上に努めてまいります。

本予算におきましては被保険者数を3,796人で見込み、歳入歳出とも前年度比較1,071万9,000円減額の17億8,443万9,000円の予算規模で見込みませういただきました。

主な歳入については、国民健康保険税が3億6,119万円、県支出金が12億6,857万4,000円、繰入金が1億4,992万7,000円となっております。

続いて、主な歳出については、総務費が 3,970 万 9,000 円、保険給付費は滋賀県において試算された医療給付費などにより 12 億 4,984 万 2,000 円、納付金においても滋賀県の算出によりまして 4 億 6,832 万 6,000 円、保険事業費は 2,454 万 8,000 円となっております。

主な事業といたしましては保険給付費事業、人間ドック健康診査助成事業、特定健康診査事業の 3 事業を掲げております。

予算書のピンクの方になりますが、73 ページは特別職の給与費明細書、74 ページ以降については一般職の給与費明細書でございます。

以上が国民健康保険事業特別会計予算でございます。

続きまして、議案第 27 号 令和 2 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計予算についてでございます。ピンク色の予算書の 179 ページをお願いいたします。

令和 2 年度愛荘町の後期高齢者医療事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第 1 条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ 1 億 9,873 万 6,000 円と定めるものでございます。

以下、歳入歳出予算の詳細につきましては、教育民生常任委員会におきまして所管の課長から説明させていただきますので、私からは概要書の方で説明させていただきます。259 ページをお開きいただきたいと思います。

まず、事業の目的と事業概要ですが、平成 20 年 4 月より後期高齢者医療制度が創設され、保険料の賦課決定や給付業務は都道府県ごとに設置されました。広域連合が行い、市町村は特別会計を設けて保険料の徴収、収納業務と窓口業務を担っております。

保険料軽減特例が段階的に見直しされ、令和 2 年度には均等割額が 8.5 割軽減対象者は通年 7.75 割軽減に相当するとともに、8 割軽減対象者は通年で 7 割軽減とされます。保険料率については令和 2 年度、令和 3 年度を第 7 期保険料として滋賀県下では所得割が 8.70%、均等割が 4 万 5,512 円で賦課限度額を 64 万円としております。今後も広域連合と一層の連携を図り、事業運営を進めるとともに被保険者の目線できめ細やかな対応に努めてまいります。

本予算につきましては被保険者数を 2,424 人で見込み、歳入歳出とも前年度比較 1,109 万 3,000 円の増額の 1 億 9,873 万 6,000 円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入につきましては、保険料は広域連合の試算によりまして 1 億 5,373 万 8,000 円、繰入金は 4,483 万 3,000 円となっております。

続いて、主な歳出については、総務費が734万4,000円、広域連合納付金は保険料と保険基盤安定の合算によりまして1億9,123万2,000円となっております。

主な事業といたしましては一般管理事業、徴収事業、保険料等負担金事業の3事業を掲げております。

ピンクの予算書の189ページ以降については一般職の給与費明細書でございます。

以上が後期高齢者医療特別会計の予算の説明でございます。

最後に、議案第28号でございます。令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計の予算について説明させていただきます。ピンク色の予算書につきましては194ページになりますので、よろしく願いいたします。

令和2年度愛荘町の介護保険事業特別会計は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算、第1条 歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,551万1,000円と定めるものとございます。

第2条では歳出予算の流用について定めているものです。

以下、歳入歳出予算の詳細については、教育民生常任委員会におきまして所管の課長から説明させていただきますので、私の方からは概要書の方で説明させていただきますので、概要書の266ページの方をお願いしたいと思います。

まず、事業の目的と事業概要でございます。

第7期介護保険事業計画では、2025年を目途に、地域包括ケアシステムを実現できるよう、1点目としまして中年層の健康維持と介護に関する意識の向上、2点目として元気な高齢者の介護予防と社会参加の促進、3点目として安心できる在宅介護の定着の3つを重点目標に掲げ、予防・介護・医療・生活支援・住まいと生活環境・生きがいや余暇の6分野について、充実した施策を展開できるように予算編成を行ったところでございます。

第7期介護保険事業計画の最終年度であり、総括を行うとともに令和元年度に行いました日常生活圏域ニーズ調査や高齢期に関する住民アンケートなどによる実態調査と課題分析により、第8期介護保険事業計画を策定してまいります。

第7期介護保険事業計画およびアクションプランをもとに進捗管理を行いながら、効果的な施策展開に努めてまいります。また、第7期計画の総括を行い、課題となる施策等については次期計画に盛り込み、改善を図ることとしております。引き続き、被保険者が要介護状態になることを予防するため、地域支援事業に力を入れるとともに、要介

護状態になった場合でも住み慣れた地域で、できる限り自立した生活が送れるよう支援体制の進化、推進を図ってまいります。さらに、限られた財源の中で効果的な施策展開に努める一方、必要となる人が適切なサービスを不足なく受けられるような予算としております。

本予算におきましては介護予防事業などの効果により、前年度比較 2,393 万 1,000 円の増額の 14 億 7,551 万 1,000 円の予算規模で見込ませていただきました。

主な歳入につきましては、保険料が 3 億 1,508 万 9,000 円、国庫支出金が 3 億 4,614 万 7,000 円、支払基金交付金が 3 億 7,010 万 6,000 円、県支出金が 2 億 570 万 3,000 円、繰入金金が 2 億 3,834 万 8,000 円となっております。

続いて、主な歳出については、総務費が 4,487 万 6,000 円、保険給付費は直近のサービス種類別利用状況の試算を行うなどにより 13 億 4,195 万 8,000 円、地域支援事業は 8,759 万 4,000 円となっております。

ピンク色の予算書の方に戻っていただきますが、217 ページは特別職の給与費明細書、218 ページ以降については一般職の給与費明細書でございます。

以上、介護保険事業特別会計の説明でございます。

3 会計の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより議案第 26 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

**○議長（竹中秀夫君）** 次に議案第 27 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

**○議長（竹中秀夫君）** 次に議案第 28 号に対する質疑を行います。質疑はありますか。8 番、外川君。

**○8 番（外川善正君）** 8 番、外川です。今見てパッと気づいたので間違っているかわかりませんが、介護予防の効果により認定者数が減ってきたと、ということは要介護 1 から 4 の間の部分で数も減ってきたというふうにとらまえていいのか、これが 1 点です。

そして、3～4においては施設を利用できる、その数が減ってきているのかどうか。全体的な枠の数が減ってくると、当然その施設を運営されておられるところの介護給付費は減ってくる。減ってくると経営がちょっと悪くなってくると給料に影響してくるかもわからない。給料に影響してくると処遇改善手当が増えてくる。処遇改善手当は皆さんの税金から支払われる。だから、そこら辺のところは今どうなっているか、教えていただきたい。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 福祉担当政策監。

○福祉担当政策監（岡部得晴君） 計画に対してというような意味合いの中になっておりますので、当初第7期計画に比較して、かなりのかい離が生じてきているというような形になっております。

認定者数も思っていたより、50人以上差異が出てきているような状況になっておりますので、その中で、もちろんおっしゃっていただいた施設の利用者も、その部分では減ってきている部分もございますので、そういう中での全体的な愛荘町としての介護給付費というのが下がってきているというような形にはなっております。

ただ、おっしゃっていただいた事業所の処遇改善等のサービス追加になってくる部分は、国の方でもいろいろ考えてはおりますけれども、それを併せても、もともとの計画の推移までは行っていないということでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（竹中秀夫君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） これで質議を終わります。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号 令和2年度愛荘町国民健康保険事業特別会計予算から議案第28号 令和2年度愛荘町介護保険事業特別会計予算までを教育民生常任委員会に付託することに決定しました。

## ◎議案第29号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（竹中秀夫君） 日程第32、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算を議題にします。

本案についての提案理由の説明を求めます。産業担当政策監。

〔産業担当政策監 中村喜久夫君登壇〕

○産業担当政策監（中村喜久夫君） それでは、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算について、説明させていただきます。ピンクの予算書 223 ページをお願いいたします。

総則につきましては第1条で定めております。業務の予定量は第2条で、また収益的収入および支出は第3条で定めておりまして、収入第1款の下水道事業収益として合計11億7,585万4,000円になります。また、支出では下水道事業費用として合計10億995万6,000円でございます。

次、めくっていただきまして 224 ページをお願いします。資本的収入および支出は第4条で定めておりまして、資本的収入合計5億9,963万4,000円でございます。資本的支出合計8億4,201万6,000円でございます。

起業債は第5条で、それぞれ起債の目的、限度額、起債の方法、利率および償還の方法について定めております。

一時借入金は第6条で、予定支出の各項の経費の金額の流用は第7条で、議会の議決を経なければ流用することのできない経費は第8条で、他会計からの補助金は第9条でございます。

めくっていただきまして 231 ページにつきましては令和2年4月1日から令和3年3月31日までのキャッシュフローの計算書、233 ページにつきましては給与費の明細書を添付しております。

めくっていただきまして 240 ページになります。令和3年3月31日の予定の貸借対照表、243 ページは平成31年4月1日から令和2年3月31日までの損益の計算書、244 ページは令和2年3月31日現在予定の貸借対照表になります。

次に、247 ページになりますが、予算の実施計画の説明書となっているものでございます。

252 ページ、最後のページになりますが、重要な会計方針に関わる事項についての注

意書きとなっているものでございます。

予算書については以上でございまして、予算概要の方になります。300ページをお願いいたします。事業の概要でございまして。

公共下水道は、平成元年の8月に計画決定をいたしまして、平成9年の4月1日から順次共用の開始をしております。令和2年度末には普及率が99.4%となる見込みでございまして。

下水道事業におきます経理内容の明確化と透明性の向上を図るため平成31年度から官庁会計方式から企業会計方式に変更し、予算を執行しているものでございます。平成31年4月1日から企業会計が本格稼働しまして経営基盤の計画的な強化および財政マネジメントの向上に取り組んでおります。今後は経営戦略に向け経営の成績や財政状態を的確に把握し、これらの分析を行ってまいります。

以上になりますが、予算額の内容につきましては委員会で詳細説明をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

**○議長（竹中秀夫君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。愛荘町議会会議規則第39条第1項の規定により、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算を所管の総務産業建設常任委員会に付託したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 異議なしと認めます。

よって、議案第29号 令和2年度愛荘町下水道事業会計予算は総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

---

### ◎延会の宣告

**○議長（竹中秀夫君）** お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

**○議長（竹中秀夫君）** 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。



○議長（竹中秀夫君） お諮りします。議事の都合により3月7日から3月22日までの16日間、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、3月7日から3月22日までの16日間、休会することに決定しました。

本日は、これで延会します。再開は3月23日（月）です。当日は午前9時から全員協議会、午前10時から本会議を再開する予定です。よろしくお願い申し上げます。

また、議会運営委員会を3月19日（木）午後1時30分から開催しますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

延会 午後5時54分